

清須市男女共同参画プラン

【中間見直し版】

平成 26 年 3 月

清須市 生涯学習課

はじめに



男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい、様々な多様性を受容する社会をつくることにつながります。少子高齢化の進展や、経済・雇用環境の悪化、地域社会における人間関係の希薄化など、社会情勢が大きく変化するなか、女性も男性も性別に関わりなく助け合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現がより一層求められています。

清須市では、平成 21 年 3 月に第 1 期となる「清須市男女共同参画プラン」を策定し、清須市における男女共同参画社会の実現をめざした取り組みを進めてきています。

今回、プランの策定から 5 年が経過したため、「清須市男女共同参画プラン【中間見直し版】」を策定しました。

この計画では、施策の見直し・充実を図るとともに、新たに成果目標の設定を行い、より実効性のあるプランとしています。また、最近特に顕在化しつつある DV（ドメスティック・バイオレンス）をはじめとする「女性に対する暴力」も基本目標に加え、「清須市 DV 防止基本計画」として位置づけています。

今後は、この計画に基づき、市民の皆さまの一人ひとりが、男女共同参画の必要性、重要性を理解し、家庭、学校、職場、地域社会などあらゆる場において、主体的に取り組むを進めて行くことが何より大切です。今後とも、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めてまいりますので、一層のご理解・ご協力を心からお願い申し上げます。

最後に、本プランの見直しにあたり、アンケート調査やパブリック・コメントを通じた市民の皆さまに貴重なご意見をお寄せいただきましたことに感謝申し上げますとともに、熱心にご審議いただきました清須市男女共同参画策定委員会の委員をはじめ、関係者の皆さまに心より御礼申し上げます。

平成 26 年 3 月

清須市長 加藤 静治

【目次】

第1章 プランの概要	1
1 プラン見直しの趣旨	2
2 男女共同参画の歩み	3
3 プランの期間	6
4 プランの位置づけ	6
第2章 清須市の現状と課題	7
1 統計に基づく清須市の状況	8
(1) 人口の状況	8
(2) 世帯の状況	9
(3) 婚姻・出生の状況	10
(4) 就労の状況	11
(5) 女性の参画の状況	12
2 アンケート調査結果の概要	13
(1) 男女共同参画に関する意識について	13
(2) 家庭の中での男女共同参画について	17
(3) 地域の中での男女共同参画について	17
(4) 女性の就労について	19
(5) 配偶者や恋人からの暴力について	21
第3章 プランの基本的な考え方	23
1 プランの基本理念	24
2 プランの基本目標	25
3 施策の体系	26
第4章 基本計画	27
1 人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識づくり	28
2 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大	33
3 家庭や地域社会における男女共同参画の拡大	36
4 男女がともに働きやすい就業環境の実現	39
5 福祉の充実と生涯にわたる心身の健康づくり	43
6 あらゆる暴力の根絶	47

第5章 成果目標	53
1 施策の成果目標一覧	54
第6章 計画の推進体制	59
1 連携・協働によるプランの推進	60
2 プランの進捗管理	61
資料編	63
1 プランの策定体制	64
2 策定委員名簿	64
3 策定委員会設置要綱	65
4 策定経過	67
5 用語解説	68
6 男女共同参画社会基本法	71

第 1 章

プランの概要



本文中で※がついている用語は、「資料編」内の「用語解説」において、用語の説明があります。

1 プラン見直しの趣旨

平成11年6月に公布・施行された「男女共同参画社会基本法」において、男女共同参画社会の実現は、「21世紀のわが国の最重要課題の一つ」として位置づけられています。

国においては、平成12年12月の「男女共同参画基本計画（第1次）」の策定（平成17年、平成22年に改定）をはじめとし、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の制定、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」の策定など、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組み、制度改正を進めています。しかし、少子高齢化や人口減少、人々の生活スタイルや価値観の多様化、地域社会の変化、社会経済情勢のグローバル化など、社会や経済が大きく変動する中、多様性に富んだ活力ある社会を形成していくためには、職場、家庭、地域などそれぞれの場面において男女がその個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会の実現」がより一層重要となっています。

本市では、平成21年3月に「清須市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画にかかる様々な取り組みを進めてきました。一方で、依然として性別役割分担意識は根強く残っています。また、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を生かした防災分野への男女共同参画の視点の盛り込みや、男女間の暴力の防止、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進など、市民、団体、事業所、行政がそれぞれの役割を果たしながら協働して取り組まなければならない課題が生じてきています。今後は、市民への男女共同参画についての認識を一層深めるとともに、一人ひとりが男女共同参画社会実現に向けて行動できる「実践」のきっかけづくりをしていくことが求められています。

以上のような流れを踏まえつつ、「清須市男女共同参画プラン」の策定から5年経過したことを受け、家庭や地域社会、職場などあらゆる分野における男女共同参画を一層進めるため、清須市における男女共同参画社会の実現に向けた施策や事業の基本となる「清須市男女共同参画プラン」の見直しを行うものです。



男女共同参画社会とは

「男女が、社会の対等な構成員として、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法 第2条）」のことを言います。

2 男女共同参画の歩み

(1) 世界・国の動向

■ 1975年（昭和50年）～

国際連合が1975年（昭和50年）を「国際婦人年」とし、それに続く10年を「国際婦人の10年」と定めて以来、各国での男女共同参画に関する取り組みが急速に進みました。1979年（昭和54年）には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が採択され、同条約の中で、「女子に対する差別」が定義されました。

国内においては、「国際婦人年」を契機として、1975年（昭和50年）、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置されました。1977年（昭和52年）には、向こう10年間の女性に関する行政の課題及び施策の方向を明らかにした「国内行動計画」が策定され、1981年（昭和56年）にはその目標設定のため「国内行動計画後期重点目標」が策定されました。

■ 1985年（昭和60年）～

「国際婦人の10年」の最終年である1985年（昭和60年）には、ナイロビにおいて会議が行われ、「2000年に向けての女性の地位向上のための将来戦略（ナイロビ戦略）」が採択されました。

国内においては、1985年（昭和60年）に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律（男女雇用機会均等法）」を制定し、「女子差別撤廃条約」を批准しました。さらに1987年（昭和62年）には「ナイロビ戦略」を受け、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されています。1991年（平成3年）にはこの計画が見直されるとともに、「育児休業等に関する法律（育児休業法）」が制定されました。

■ 1994年（平成6年）～

1995年（平成7年）の第4回世界女性会議においては、国際社会がとるべき12の問題領域を設定し、女性の地位向上とエンパワーメント*を前提に、「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。

国内においても、1994年（平成6年）に政府が「婦人問題企画推進本部」を「男女共同参画推進本部」へ改め、総理府に「男女共同参画室」を設置するとともに、「男女共同参画審議会」を設置しました。男女共同参画審議会では、1996年（平成8年）に「北京宣言及び行動綱領」を受けて「男女共同参画2000年プラン」を策定し、21世紀初頭を目標とした施策の方向性が示しました。また、1997年（平成9年）には、「男女雇用機会均等法」の改正が行われ、育児・介護休業制度の見直しや、新たにセクシュアル・ハラスメント*に関する規則等が盛り込まれました。

■ 1999年（平成11年）～

2000年（平成12年）には、国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、女性への暴力に対処する法律の整備などを盛り込んだ「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」が採択されました。

国内においては、1999年（平成11年）に、男女共同参画社会の形成に関する基本理念や、国・地方自治体・国民の責務等を定めた「男女共同参画社会基本法」が施行され、これに基づき、2000年（平成12年）には、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

2001年（平成13年）には内閣府に「男女共同参画会議」と「男女共同参画局」が設置され、「男女共同参画週間」を設けるなど、国民に対する啓発の取り組みが強化されてきました。

また、同年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が施行されました。

■ 2004年（平成16年）～

2004年（平成16年）には、DV防止法が一部改正されるとともに、「配偶者暴力防止法に基づく基本指針」が策定され、2007年（平成19年）には、全面的な見直しが行われています。2013年（平成25年）の一部改正では、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとされており、また、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められています。

また、「男女共同参画基本計画」については、2005年（平成17年）の第2次計画の策定を経て、2010年（平成22年）にはさらに実効性のある計画として「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。しかし、2009年（平成21年）の女子差別撤廃委員会の最終見解では、固定的性別役割分担^{*}意識の解消や女性の賃金格差の是正などへの対応において、日本の取り組みが不十分であるとして多くの課題が指摘されており、さらなる推進の必要性が高まっています。

雇用の分野においては、2007年（平成19年）に「男女雇用機会均等対策基本方針」が策定され、実質的な男女雇用機会均等の確保をめざすためのポジティブ・アクション^{*}の一層の推進を図ることとされています。2007年（平成19年）には「『ワーク・ライフ・バランス』推進の基本的方向」が示され、同年、関係閣僚、労働界、地方公共団体の代表などからなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」で、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び国・地方自治体や企業の具体的な取り組みや政策の方針を示した「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されています。

(2) 愛知県の動向

愛知県においては、1989年（平成元年）に女性行動計画「あいち女性プラン」を策定し、女性の自立や社会参画を促進するための基本的なあり方を示しました。その後も、1997年（平

成9年)に「あいち男女共同参画2000年プラン」、2001年(平成13年)には、「男女共同参画社会基本法」の制定を受け、「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」を策定し、さらに、2002年(平成14年)には、県、県民、事業者の取り組みの基本的な方向を明らかにした「愛知県男女共同参画推進条例」が制定されています。

2005年(平成17年)には「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」が策定されました。また、2011年(平成23年)には、社会経済情勢の変化などを踏まえ、「あいち男女共同参画プラン」を見直し、新たな男女共同参画基本計画として「あいち男女共同参画プラン2011-2015」が策定されています。この計画は、国の「第3次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえ、“男女共同参画社会に向けての意識改革”“あらゆる分野への社会参画の促進”“多様な働き方を可能にする環境づくり”“安心して暮らせる社会づくり”の4つの重点目標が設定されています。

(3) 清須市の動向

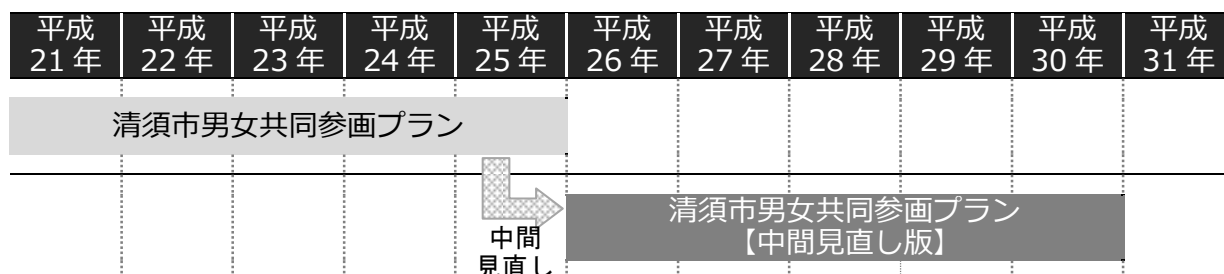
本市では、平成19年度から平成28年度までのまちづくりの指針として「基本構想」と「基本計画」から成る「清須市第1次総合計画」を平成19年3月に策定しました。その後、計画期間の中間年度にあたる平成23年度に、新たに「後期基本計画」を策定するとともに、計画期間中の平成21年10月の春日町との合併も踏まえ、「基本構想」を改定し、基本計画の中に「男女共同参画社会の推進」を取り上げ、取り組みを進めてきました。

平成21年3月には、国や県での男女共同参画に関する計画の策定を受け、本市においても「清須市男女共同参画プラン」を策定しました。策定にあたっては、平成20年1月に市民を対象にアンケート調査を実施し、本市の実態を把握しました。プランの策定後は、プランに基づき、市民協働による講演会の実施、市への家庭相談員、女性相談員の配置による、児童虐待や児童の養育問題などの相談及びドメスティック・バイオレンス(以下、DV*という)を含めた女性の相談の実施など、男女共同参画に関する様々な取り組みを進めています。

平成25年7月には、「清須市男女共同参画プラン」の策定から5年が経過したことを受け、プラン見直しのための市民意識調査を実施しました。平成26年3月には、市民意識調査結果や、関係団体へのヒアリング、パブリックコメントなどから市民の意見を取り入るとともに、「清須市男女共同参画プラン策定委員会」での審議を踏まえ、「清須市男女共同参画プラン【中間見直し版】」を策定しました。

3 プランの期間

本プランは、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間とします。ただし、国内外の社会情勢の変化や法制度等の改正等により、必要に応じてプランの見直しを行うものとします。



4 プランの位置づけ

本プランは、「男女共同参画社会基本法」の第 14 条第 3 項に基づき、清須市において男女共同参画社会の実現をめざす計画です。なお、本プランの一部は「DV防止法」第 2 条の 3 第 3 項に定められる市町村基本計画としても位置づけることとします。

本プランは、国の「第 3 次男女共同参画基本計画」、愛知県の「あいち男女共同参画プラン 2011－2015」の趣旨を踏まえて策定しています。

また、本プランは教育、福祉、まちづくりなど市のあらゆる分野に関わる計画となるため、上位計画である「清須市第 1 次総合計画」をはじめ、他計画との整合も図ることとします。

第2章

清須市の現状と課題



1 統計に基づく清須市の状況

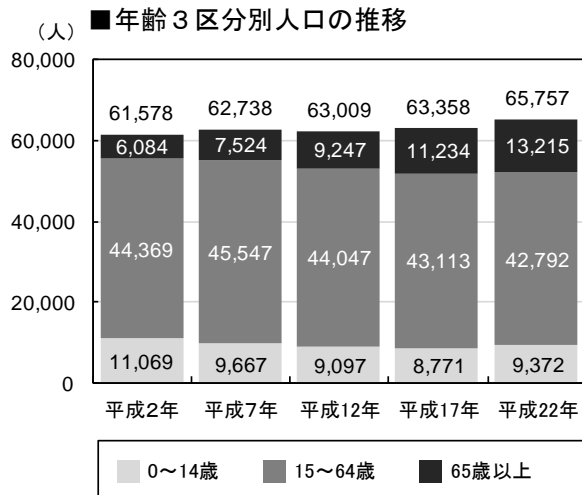
※平成17年以前の数値は、旧西枇杷島町、旧清洲町、旧新川町、旧春日町の合算とする。

(1) 人口の状況

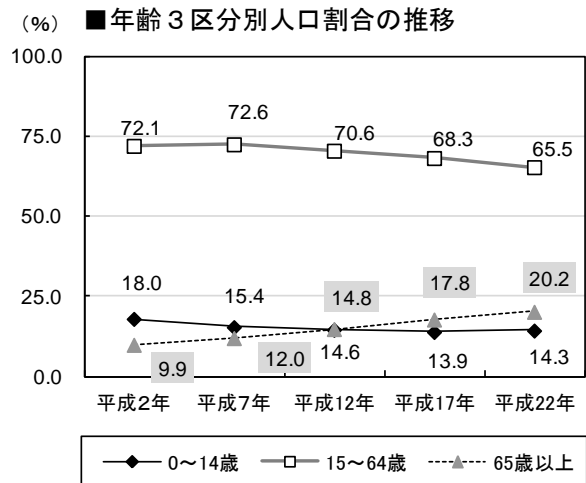
年齢3区分別人口の推移をみると、総人口は平成2年以来増加しており、平成22年で65,757人となっています。

年齢3区分別人口割合の推移をみると、0～14歳、15～64歳人口割合は減少しているものの、65歳以上人口割合は継続して増加しており、平成22年では20.2%と、市民の約5人に1人が高齢者という状況となっています。

人口ピラミッドをみると、30歳代の子育て・働き盛りの世代、60歳代のいわゆる団塊の世代の人口が多くなっています。また、女性の方が平均寿命が長いので、60歳代以降はすべての年代で女性の方が多くなっています。

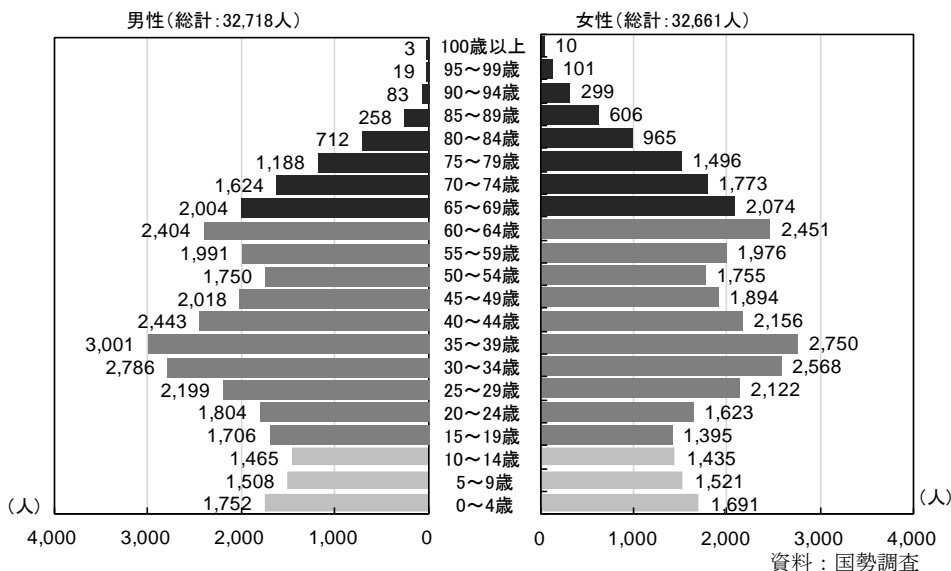


資料：国勢調査



資料：国勢調査

■人口ピラミッド（平成22年）

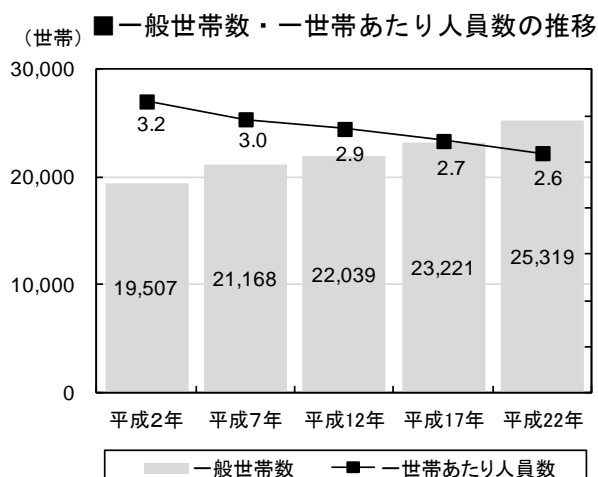


(2) 世帯の状況

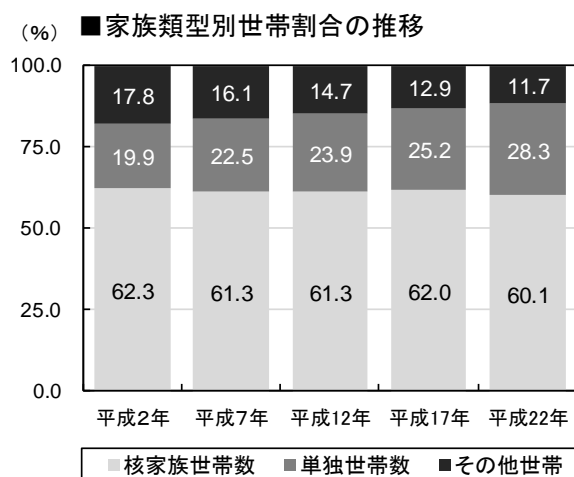
一般世帯数・一世帯あたり人員数の推移をみると、一般世帯数は継続して増加しているのに対し、一世帯あたり人員数は減少し続けており、平成22年で2.6人となっています。

家族類型別世帯割合の推移をみると、単独世帯割合が大幅に増加しています。

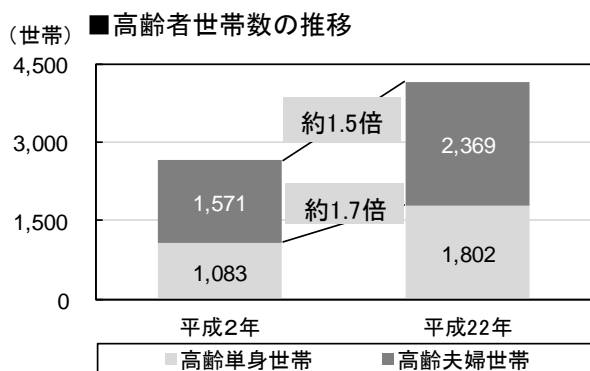
高齢者世帯数の推移をみると、高齢単身世帯・高齢夫婦世帯ともに増加しており、特に高齢単身世帯で増加割合が高くなっています。また、高齢単身世帯では女性が占める割合が高くなっています。



資料：国勢調査

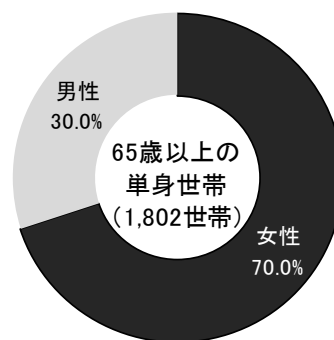


資料：国勢調査



資料：国勢調査

■ 高齢単身世帯の男女別割合（平成22年）



資料：国勢調査

(3) 婚姻・出生の状況

未婚率の推移をみると、男女ともに30歳代後半以降で未婚率が増加しており、晩婚化・未婚化が進んでいることがうかがえます。

出生数・出生率の推移をみると、出生数は、平成18年から平成22年にかけて増減を繰り返していますが、平成22年以降は減少に転じています。また、出生率は国・県と比較して高いものの、出生数と同様、平成22年以降は減少しており、徐々に少子化が進んでいることがうかがえます。

■女性の未婚率

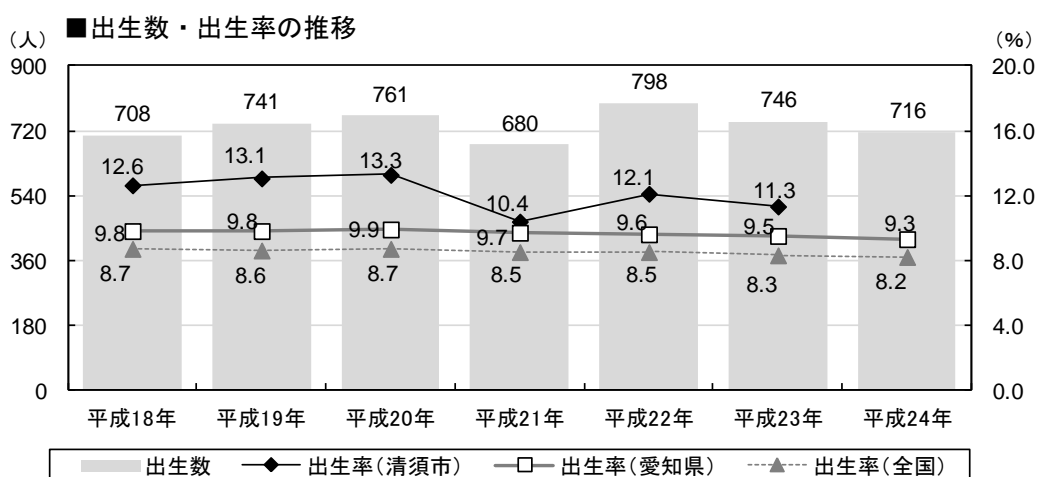
	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳
平成12年	99.3	88.9	47.5	21.9	11.3	6.4	4.7	3.3	3.0
平成17年	98.5	87.1	53.3	28.6	16.0	9.3	5.9	4.3	3.2
平成22年	99.0	88.8	51.3	25.6	20.4	14.4	9.8	6.0	4.1

資料：国勢調査

■男性の未婚率

	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳
平成12年	99.7	93.7	68.2	38.7	25.2	18.1	13.6	10.1	5.5
平成17年	99.6	92.9	67.6	45.3	29.3	21.8	17.4	12.3	9.6
平成22年	99.5	94.0	67.0	41.9	34.7	26.9	23.0	17.4	13.3

資料：国勢調査

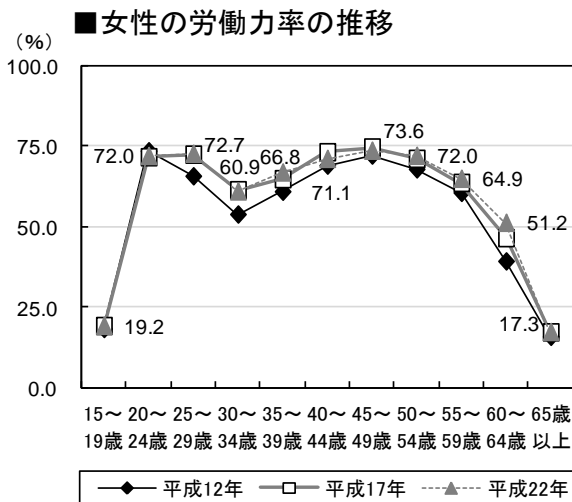


資料：人口動態調査

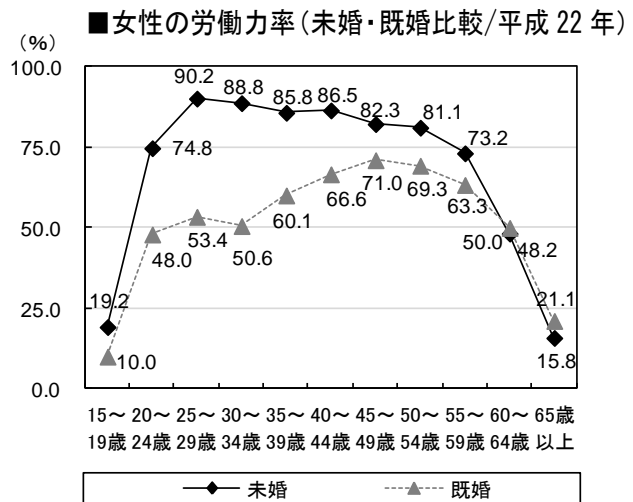
(4) 就労の状況

女性の労働力率をみると、20歳代後半から30歳代前半にかけて、出産や育児等のために仕事を中断する女性が多いことを示す「M字カーブ」を描いています。平成12年から平成22年にかけて、M字の谷の部分が上がってきているものの、平成17年と比較すると、いずれの年代でも数値に大きな変化はみられず、特に30歳代前半、40歳代においては、平成22年の方の数値が低くなっています。また、女性の労働力率を未婚・既婚で比較すると、20歳代後半、30歳代前半で約40ポイントの差がみられるなど、一層の女性の就労継続・復職に向けたさらなる支援の充実が必要となっています。

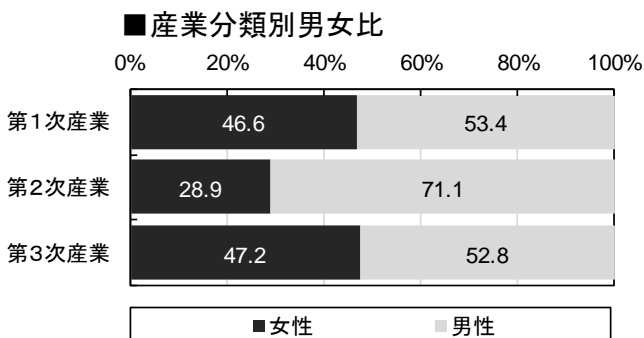
産業分類別男女比をみると、第2次産業では女性よりも男性の就業者が多く、約7割を男性が占める構成となっています。また、男女別雇用者の雇用形態の状況をみると、男性では約8割が「正規の職員・従業員」となっているのに対し、女性では「パート・アルバイト・その他」が約5割を占めており、補助的な働き方をしている女性が多いことがうかがえます。



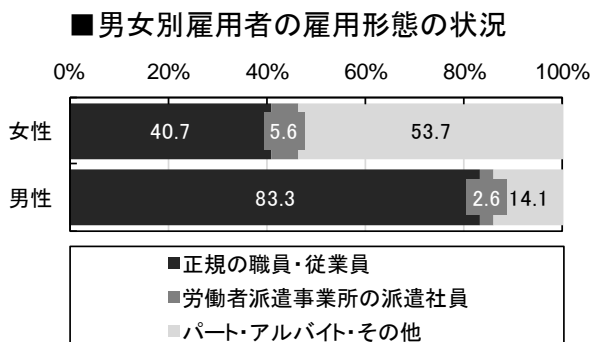
資料：国勢調査



資料：国勢調査



資料：国勢調査

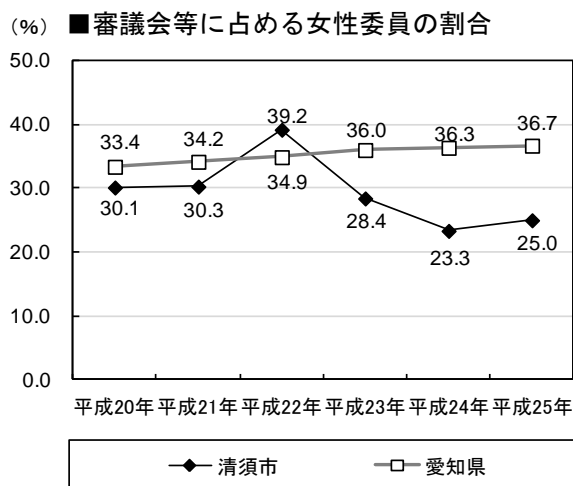


資料：国勢調査

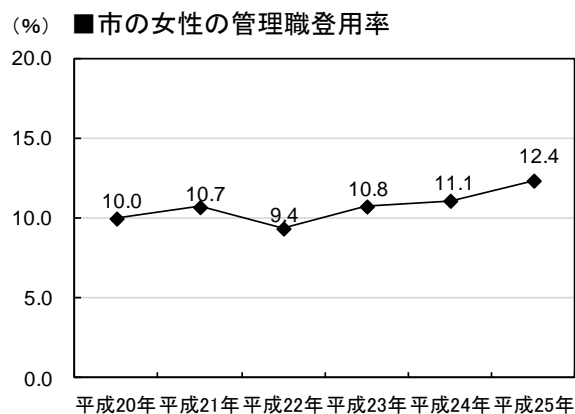
(5) 女性の参画の状況

審議会等に占める女性委員の割合をみると、平成22年までは3割～4割を保っていたものの、それ以降は減少傾向にあります。平成25年には上昇し、25.0%となっています。

女性の管理職登用率（一般職・管理職手当受給者）をみると、平成22年以降上昇しているものの、平成20年から平成25年にかけて1割程度に留まっています。



資料：あいちの男女共同参画年次報告書（各年4月1日現在）



資料：生涯学習課

2 アンケート調査結果の概要

本市における男女共同参画に関する現状と市民の意識やニーズを把握し、施策に反映するとともに、清須市男女共同参画プランの見直しの基礎資料とするために実施しました。

■調査の実施概要

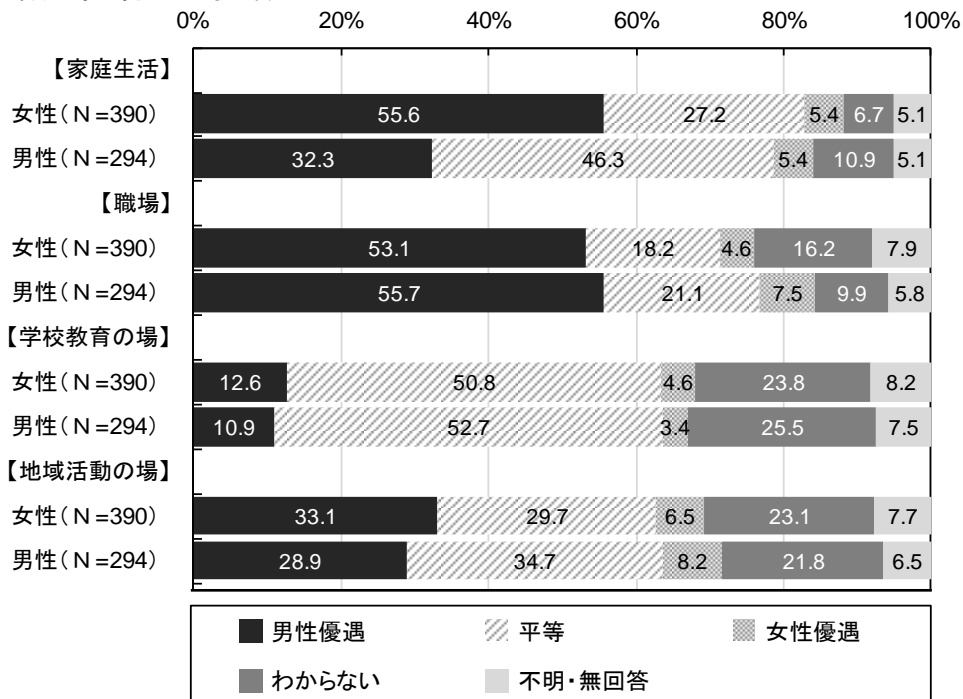
	対象	調査時期・調査方法	回収数	回収率
一般市民	市内在住の20歳以上の男女 2,000人を受作為抽出	平成25年6月 郵送による配布・回収	716	35.8%

(1) 男女共同参画に関する意識について

① 各分野の男女平等意識

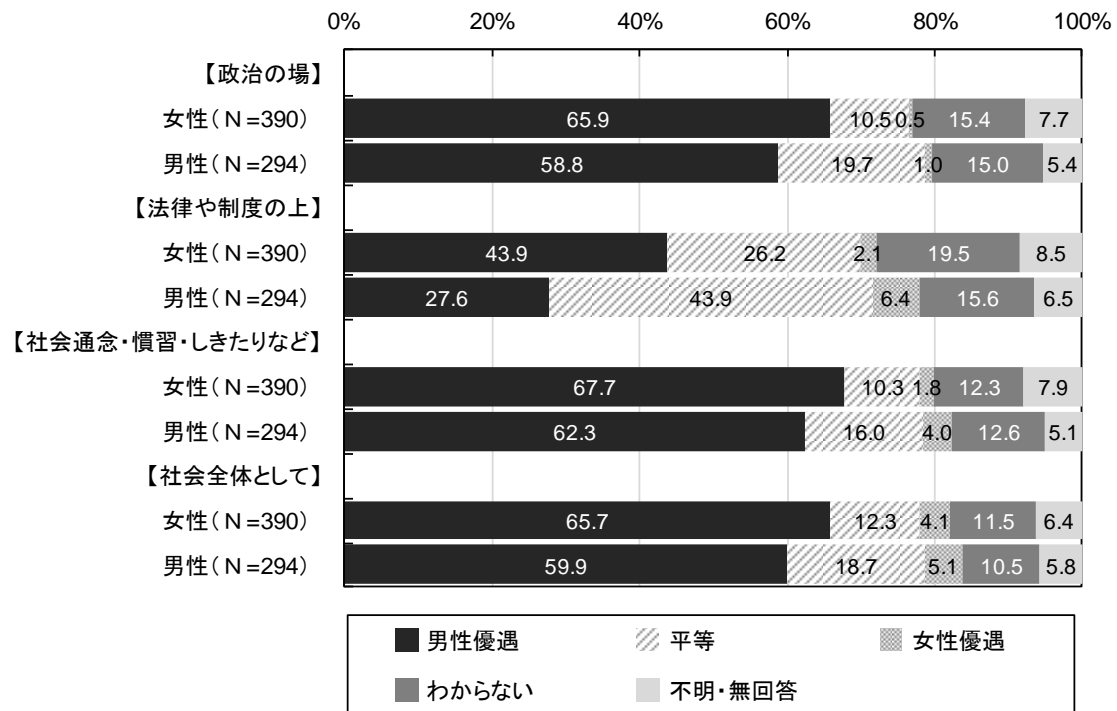
「職場」を除いたすべての分野で、男性と比較して女性の方が『男性優遇』と回答している割合が高くなっており、ほとんどの分野で不平等を感じている女性が多いことがうかがえます。特に「家庭生活」では、『男性優遇』と感じる差が23.3ポイントと、全分野の中でも男女の差が最も大きくなっています。

■各分野の男女平等意識



※図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

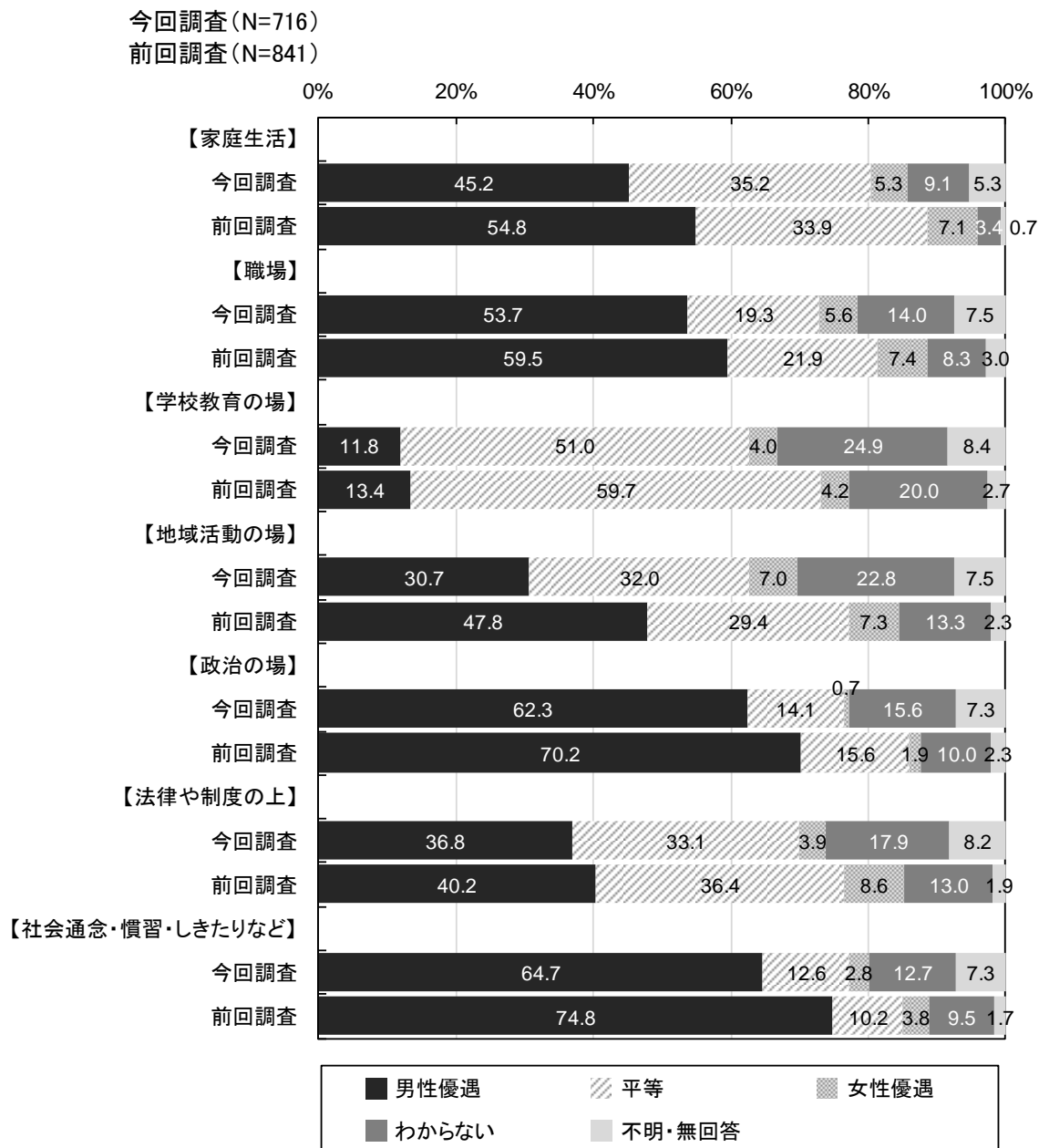
■各分野の男女平等意識



②男女平等意識の経年比較

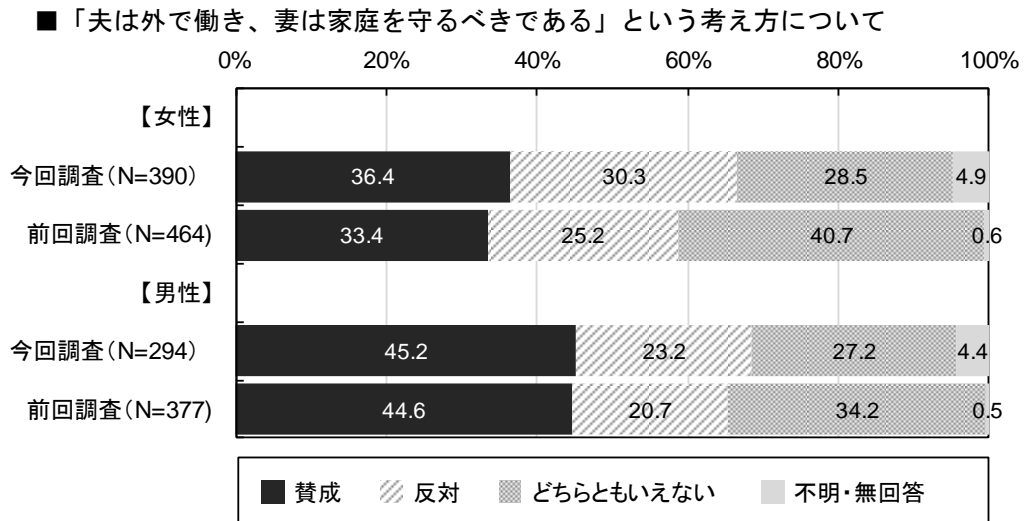
男女平等意識の経年比較をみると、すべての分野で『男性優遇』が減少しています。しかし『平等』が増加している分野は多くなく、増加率も低くなっています。

■各分野の男女平等意識 経年比較



③男女の役割分担意識

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、「賛成」と回答した割合は、男性が女性を大幅に上回っています。一方で、「どちらともいえない」と回答した人は女性、男性ともに前回調査から減少しています。



ポイント

前回調査からの5年で、多くの分野で不平等感の改善がみられるものの、いまだ不平等感を感じている女性は、男性と比較して多くなっています。

また、性別役割分担意識については、前回調査から大きな改善はみられず、男女ともに「賛成」が「反対」を上回っている状況です。一方で、「わからない」と回答した割合が減少し、「反対」が増加していることから、少しずつではあるものの、男女の平等意識が根つきつつある現状がうかがえます。

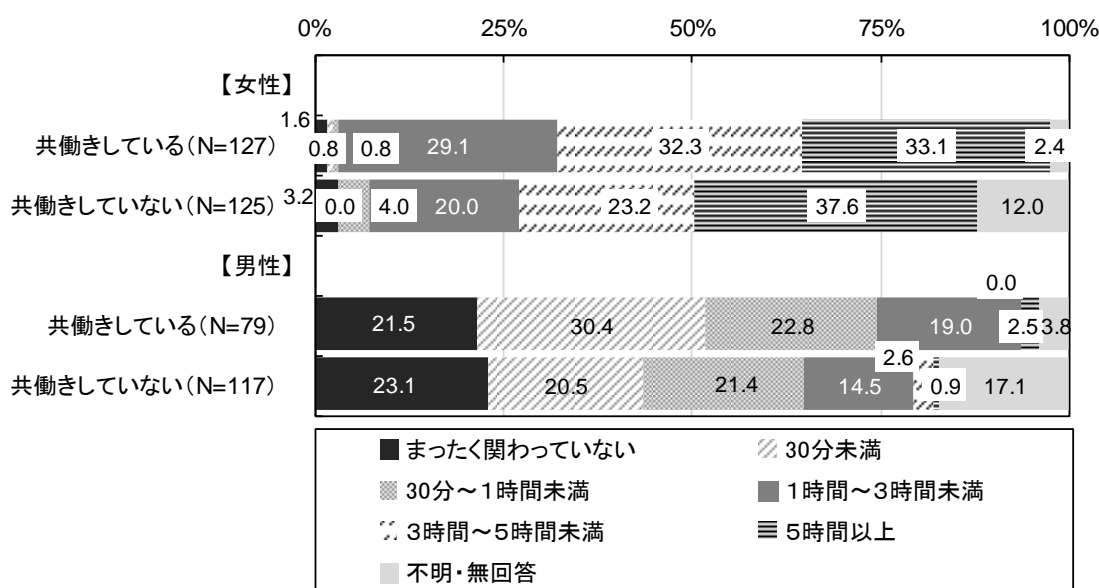
一層の広報・啓発により、あらゆる分野における男女平等意識を根づかせていく必要があります。

(2) 家庭の中での男女共同参画について

① 家事・育児・介護への参画

平日に家事・育児・介護などに携わる平均的な時間について、結婚している人のうち、共働き別にみると、共働きをしている、いないに関わらず、男性では「まったく関わっていない」が約2割、女性では「5時間以上」が約3～4割となっており、家庭内での家事分担で女性に負荷がかかっている現状がうかがえます。

■ 平日に家事・育児・介護などに携わる平均的な時間について

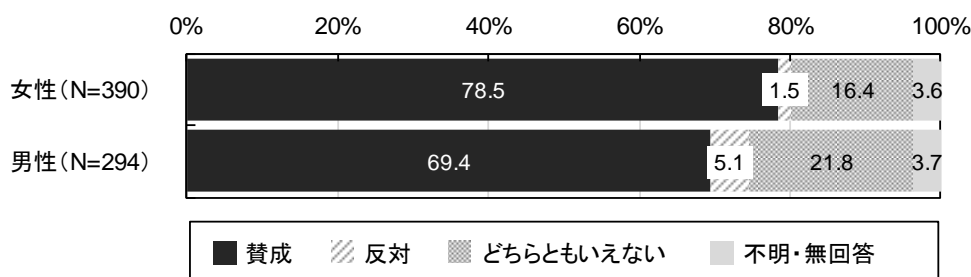


(3) 地域の中での男女共同参画について

① 男性の地域活動への参画

「男性もっと地域活動に参加すべき」という考え方について、「賛成」と回答した割合は、女性が男性を上回っています。

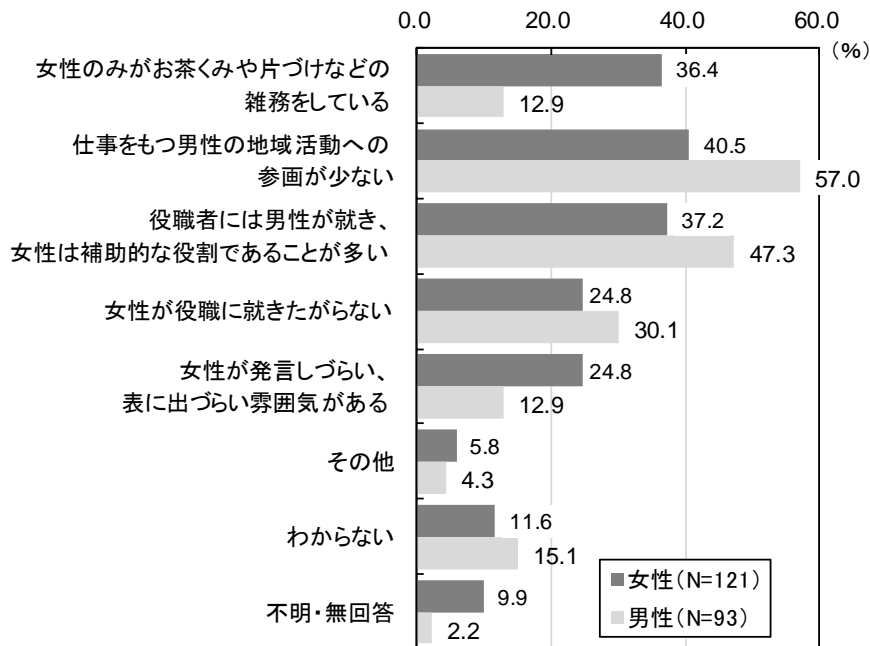
■ 「男性もっと地域活動に参加すべき」という考え方について



②地域活動の中での男女の不平等

地域活動の中での男女の不平等について、男女ともに「仕事をもつ男性の地域活動への参画が少ない」が最も高く、次いで「役職者には男性が就き、女性は補助的な役割であることが多い」が高くなっています。「女性のみがお茶くみや片づけなどの雑務をしている」など、男女差が出ている項目も多く、男性と女性での感じ方に差があることがうかがえます。

■地域活動の中での男女の不平等



ポイント

地域活動における男女共同参画については、男性側の問題として、仕事が忙しいなどの理由で参加する機会が少ないこと、女性側の問題として、参加者には女性が多いものの、役職者などには男性が付き、女性は補助的な役割に終始していることが多いことがあげられます。

いわゆる団塊の世代が高齢者になりつつある今、退職後の男性の地域活動への参画を促進するとともに、地域活動の中での女性の役割の強化を図っていく必要があります。

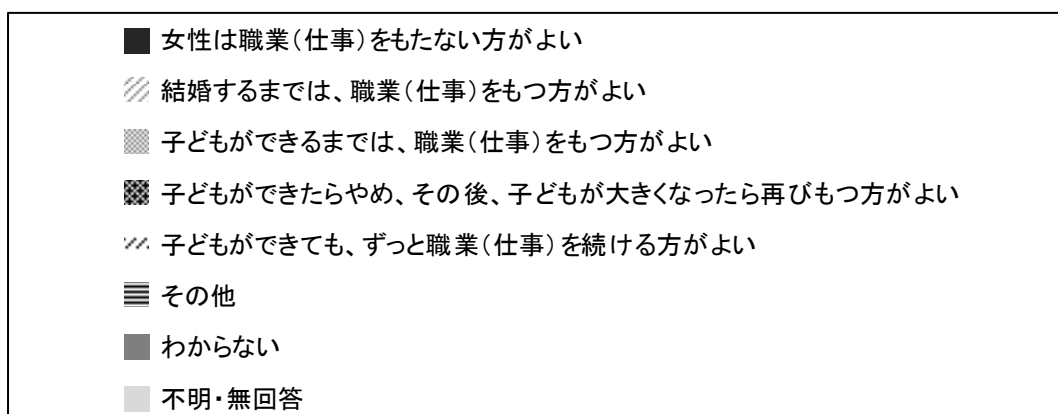
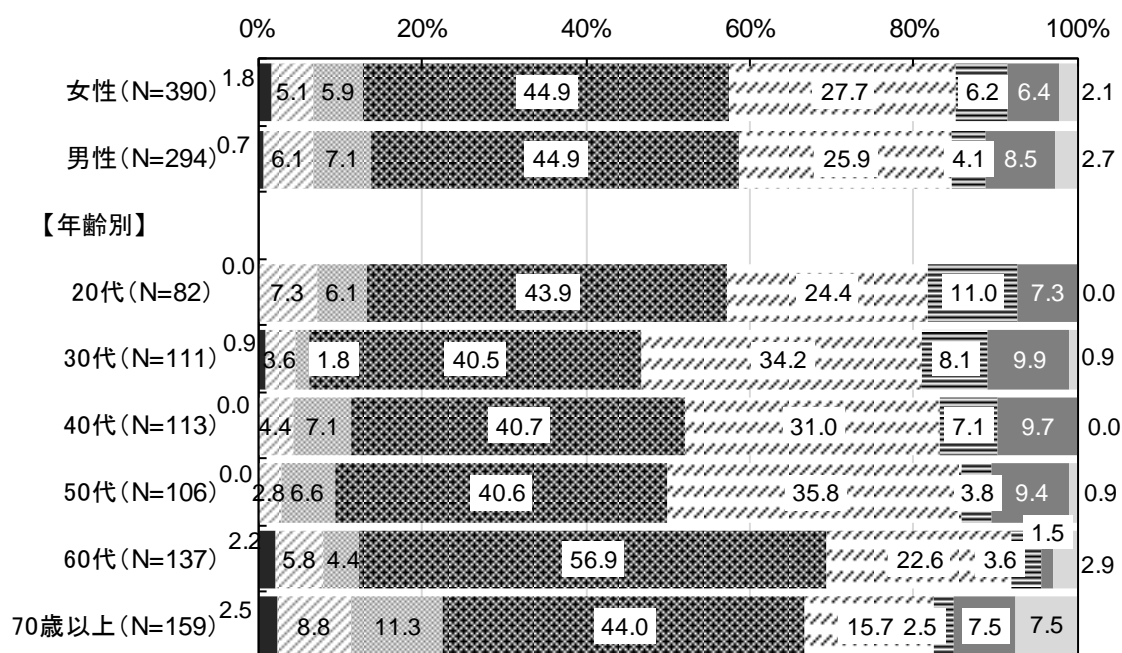
(4) 女性の就労について

① 女性が職業をもつことについて

女性が職業をもつことについて、望ましい形としては、「子どもができたらやめ、その後、子どもが大きくなったら再びもつ方がよい」が、性別や年代に関わらず半数近くを占め、最も高い割合となっています。

年齢別で見ると、30代から50代の世代で、「子どもができて、ずっと職業（仕事）を続ける方がよい」の回答が他の年代と比較して高くなっています。

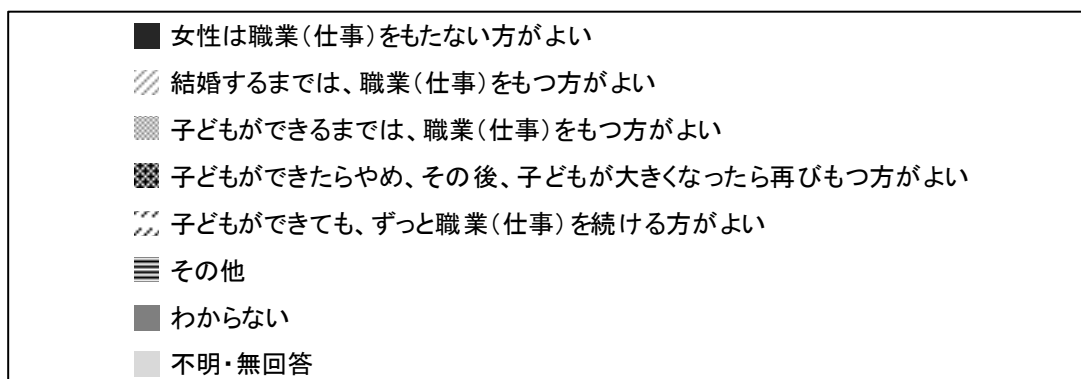
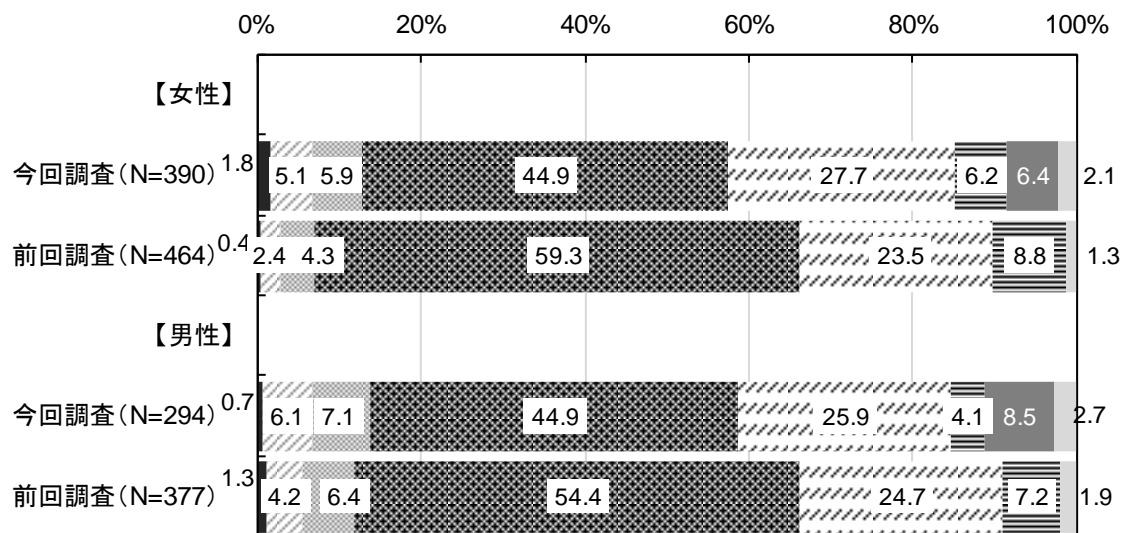
■ 女性が職業をもつことについて



②女性が職業をもつことについての経年比較

女性が職業をもつことについての経年比較をみると、男女ともに「子どもができたらやめ、その後、子どもが大きくなったら再びもつ方がよい（再就職型）」が減少し、「子どもができて、ずっと職業（仕事）を続ける方がよい（就労継続型）」が増加しています。

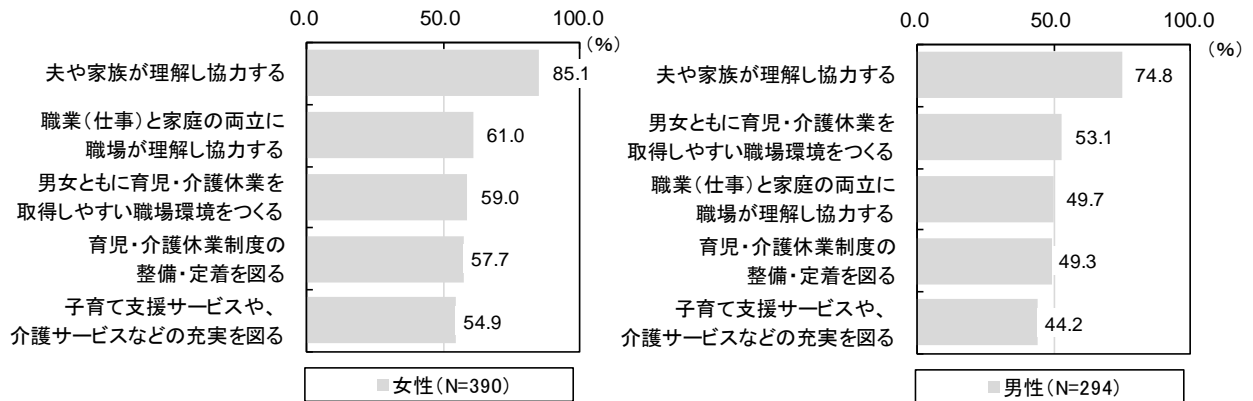
■女性が職業をもつことについて 経年比較



③女性が働き続けるために必要なこと

女性が安心して働き続けるために必要なことについて、男女で上位5位の項目に差はなく、ともに「夫や家族が理解し協力する」が高くなっています。女性では上位5位のどの項目も5割を超えて高くなっており、様々な支援が必要となっていることがうかがえます。

■女性が安心して働き続けるために必要なこと（上位5位）



ポイント

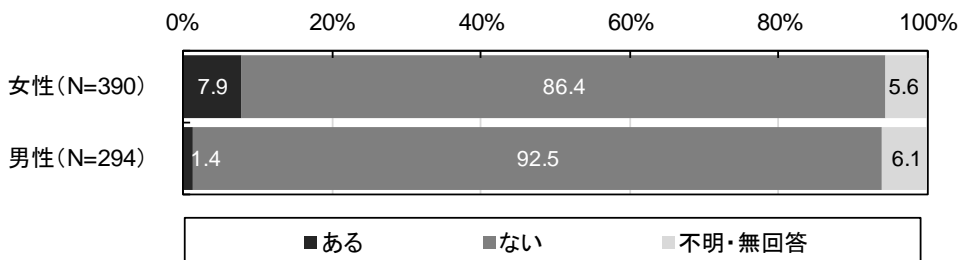
30代から50代の世代で、「子どもができて、ずっと職業(仕事)を続ける方がよい」が高くなっています。また、女性が働き続けるために必要なことについては、家庭や職場における理解の浸透や協力が求められている傾向にあるため、子育て支援などの制度的な充実とともに、家庭や職場における意識の変革の促進が求められています。

(5) 配偶者や恋人からの暴力について

①DV※被害の経験

DV被害の経験の有無について、「ある」が女性で7.9%、男性で1.4%となっており、男女ともに被害の経験がみられます。

■DV被害の経験の有無

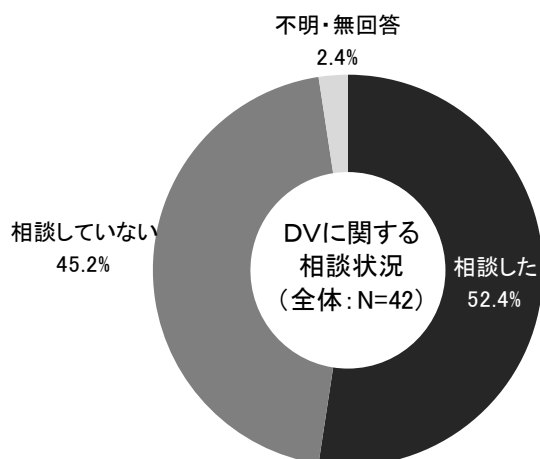


②DV※被害についての相談

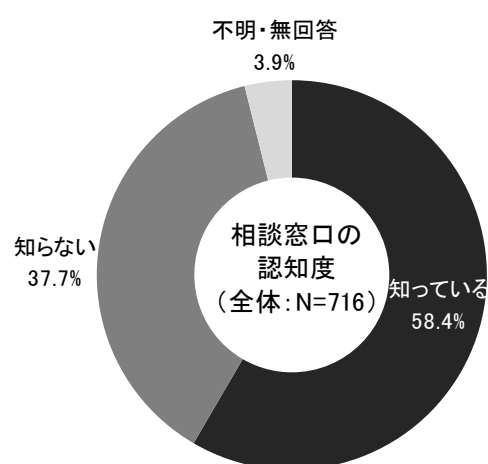
DV被害についての相談状況について、「相談した」が52.4%、「相談していない」が45.2%となっています。

DVの相談窓口の認知度は、「知っている」が58.4%、「知らない」が37.7%となっています。

■DV被害についての相談



■DVの相談窓口の認知度



ポイント

DVの被害者は男女ともに1割未満となっているものの、DVの被害経験者のうち、「相談していない」と回答した割合が半数近くを占めており、表面化している以上に潜在的な被害が多いことが予想されます。また、DVの相談窓口の認知度も約6割に留まっていることから、被害の当事者だけでなく、DV発見時の通報義務なども含め、広く市民にDVに関する知識を普及していく必要があります。

ヒアリング調査の実施について

本計画策定にあたり、清須市内で活動する団体を対象に、ヒアリング調査を実施しました。調査結果については、第4章に、「市民の声」として、アンケート調査における自由記述とともに掲載しています。

調査の目的

清須市内で活動する団体を対象に、活動上の課題や、男女共同参画に関する取り組み状況などをお聞きし、今後の施策の検討材料とすることを目的に実施しました。

実施時期・実施方法

実施時期：平成25年6月

実施方法：市内で活動する7団体に、ヒアリングシートを配布

対象団体：女性団体、子育て支援団体、商工会 等

第3章

プランの基本的な考え方



1 プランの基本理念

男女共同参画社会は、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会です。この男女共同参画社会の実現を図るためには、家庭、地域、職場などあらゆる分野において男女が互いに理解し、個人としての個性と能力を十分に発揮できる環境づくりが必要です。

そのため、清須市における男女共同参画を進めるために「みんなが認め合う 男女共同参画社会をめざして」を基本理念に掲げ、推進します。

■基本理念



2 プランの基本目標

基本目標1 人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識づくり

男女共同参画社会の認識を市民へ浸透するとともに、固定的性別役割分担*意識の解消やジェンダー（社会的性別）*への気付きを促し、ジェンダーの視点に立った行動を定着させるため、情報提供や学習の機会の拡充を図ります。

基本目標2 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

あらゆる分野において、多様な価値観や新しい発想が取り入れられるよう、これまで男性中心になりがちであった政策・方針決定過程において男女共同参画を推進し、男性も女性も積極的に取り組める環境整備を行います。

基本目標3 家庭や地域社会における男女共同参画の拡大

家庭や地域社会において、男女が一緒に身近な課題について考え、行動できるよう、意識啓発や情報提供を行います。

基本目標4 男女がともに働きやすい就業環境の実現

男女がともに、仕事と家庭・地域生活とのバランスを自らが望む形でとれることが重要です。このため、男女ともに働きやすい環境整備を進めるとともに、多様な働き方の推進や仕事と生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、職業能力の開発や再就職支援など、男女が生き生きと働ける環境づくりを進めます。

基本目標5 福祉の充実と生涯にわたる心身の健康づくり

男女共同参画の基盤となる心身の健康づくりに向け、福祉サービスの提供や健康づくりへの支援を充実し、生涯にわたり健康で安心して生活できる環境づくりを進めます。

基本目標6 あらゆる暴力の根絶（清須市DV防止基本計画）

清須市におけるDV防止基本計画として位置づけ、DV*などあらゆる暴力の根絶、被害者支援、自立支援等の総合的な対策を進めます。また、児童虐待防止対策も含め、関係機関との連携を強化します。

3

施策の体系



第4章

基本計画



1 人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識づくり

(1) 人権の尊重

男女共同参画社会基本法の理念に「男女の人権の尊重」が掲げられているように、誰もが性別による差別的な取り扱いを受けず、人権を尊重される環境を整備することは、男女共同参画社会を形成する基盤となります。

本市ではこれまで、人権擁護委員会を中心としながら、あらゆる機会をとらえて、人権に関する啓発活動を行ってきました。今後も一層の人権意識の浸透が図られるよう、これまでの啓発事業の充実を図るとともに、よりわかりやすく効果的な啓発活動を進めていく必要があります。

施策の方向

①人権に関する啓発活動の推進	
内 容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ● 広く市民に人権に関する理解を深めるため、人権問題に関するパンフレットや啓発物品を配布し、啓発活動を推進します。 	社会福祉課
<p style="text-align: center;">具体的な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権擁護委員会による市内の主な商業施設での啓発活動 ・ 広報車による市内啓発広報活動の推進 	
②人権教育の推進	
内 容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校教育、成人教育、高齢者教育、家庭教育などにおいて、幅広い年代を対象とし、人権問題をテーマとした研究会や講演会・講座等を開催します。 ● 12月4日から12月10日の「人権週間」には、人権尊重の大切さを呼びかけ、明るく住みよい社会づくりを進めます。 	社会福祉課 子育て支援課 学校教育課
<p style="text-align: center;">具体的な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童館、保育園、幼稚園における人権啓発活動の実施 ・ 小・中学校の入学式・PTA総会などの場を活用した人権啓発講話の実施 ・ 人権週間に合わせた市内啓発広報活動、各小・中学校での人権講話の実施 ・ 児童・生徒を対象とした、人権に関する校長講話の実施 	

③人権相談窓口の充実

内 容	担当課
●人権擁護委員による人権よろず相談を実施するとともに、 随時人権に関する相談に応じます。	社会福祉課
具体的な取り組み	
・市内4地区での人権よろず相談の実施 ・人権擁護委員の日（6月3日）に合わせた市内4地区での 特設相談の実施	

(2)男女共同参画意識を高める啓発活動の充実

全国的に男女共同参画にかかる取り組みは様々な方面から進められており、男女共同参画社会実現のための基盤は整備されつつあります。一方で、社会には性別による役割分担意識がいまだ根強く残っており、制度の整備と合わせた一人ひとりの意識改革が不可欠となっています。

平成25年に実施した「清須市男女共同参画に関する市民意識調査」（以下、「アンケート」という。）によると、各分野における男女の平等意識について、この5年間で「男性優遇」は減少しているものの、分野によって差がみられます。また、男性では「平等」、女性では「男性優遇」と感じている割合が高く、特に家庭生活ではその差が大きくなっています。

市民一人ひとりが「男女共同参画」について正しく内容を理解し、社会通念や慣習の中で形成された固定的性別役割分担[※]意識にとらわれることなく、あらゆる分野において男女がともに個性と能力を十分に発揮することができるよう、対象の性別や年齢も加味しつつ、様々な啓発活動を行う必要があります。

施策の方向

①広報紙、ホームページ等による男女共同参画に関する啓発活動の推進

内 容	担当課
●男女共同参画について市民の理解や意識向上を図るため、 広報紙や市のホームページを活用し、情報提供や啓発活動 を行います。	生涯学習課
具体的な取り組み	
・「広報清須」及び市のホームページを活用した情報提供の推進	

②男女共同参画に関する講演会等の開催

内 容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●市民の男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画を推進する意識の醸成を図るため、講演会等を開催します。 ●市民や市民団体との協働により、企画・運営を行います。 	生涯学習課
<p style="text-align: center;">具体的な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画の実現」をテーマとした講演会の実施 ・えみの会を中心とした、市民や市民団体との協働による企画・運営 	

③広報物のガイドラインの活用

内 容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●市が発行する広報、刊行物について、広報物のガイドラインを活用し、性別に偏らない表現、性別によるイメージを固定化しない表現、男女の対等な関係の表現等に留意します。 	人事秘書課 生涯学習課
<p style="text-align: center;">具体的な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドライン（広報活動ハンドブック・平成25年6月改訂）を活用した広報物、刊行物の発行 ・ガイドライン（広報活動ハンドブック）の定期的な見直し 	

(3) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

男女共同参画社会の実現には、次代を担う子どもたちに、人権の意識や男女平等意識が浸透していることが重要です。学校教育の場において、子どもの発達段階に応じて男女平等感の形成を図り、自立の意識を育み、一人ひとりの個性や能力を尊重し、主体的に学び、考え、行動できる教育の推進が重要となっています。

また、子どもだけでなく大人も生涯を通じて、個人の尊厳と男女平等の意識を高め、男女共同参画に関する正しい意識を持つことができるよう、学習機会の充実が求められています。

①学校等における男女平等を推進する教育の充実	
内 容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●学校等において人権尊重や男女平等意識を育み、男女の相互理解や協力を推進する教育の充実を図ります。 ●子どもを指導する立場である教職員等に対して、意識啓発を図ります。 	学校教育課
<p style="text-align: center;">具体的な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道徳教育や各教科の授業における男女共同参画に関する教育の実施 	
②男女共同参画に関する学習機会の充実	
内 容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●市民一人ひとりが男女共同参画について理解を深め、学べるように、生涯学習講座や家庭教育講座の開催など、学習機会の充実を図ります。 	生涯学習課
<p style="text-align: center;">具体的な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯学習講座、家庭教育講座における男女共同参画に関するプログラムの充実 ・ 土日など、働いている男女ともに参加しやすい柔軟な事業の開催 	



市民・団体の声 ～清須市の「男女共同参画」への思い～

ネットで調べて説明を聞けば「ああ、あのことか。知っている」と思うかも知れないが、男女共同参画も生涯学習も正直わからない。わかりやすくマンガ風にして、大きなイベントで配ったりしてはどうか。

(30代 男性)

日常生活における男女平等は、頭で理解できていても実践できていない。この間を埋めるものを生涯学習に挙げてみてはどうか。

(70代 男性)

住民が、男女共同参画について詳しく理解していないと思う。メディアから広がるイメージで捉えているので、誤解して捉えている部分もあるので、関心は持っているのだが、具体的にどうするのか行動が伴わない。

(男女共同参画にかかる活動団体)

私たちの 男女共同参画

市民・団体の
取り組み実践例

- 男女共同参画に関する講座や教室に積極的に参加します。
- 男女共同参画に視点で、日常生活や慣習を見直します。
- 子どもたちに、性別ではなく個性を尊重した教育を進め、大人も子どもも互いの人格を認め、思いやりの気持ちを持ちます。

2 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

(1) 市におけるポジティブ・アクション※の推進

国の「第3次男女共同参画基本計画」においては、今後取り組むべき喫緊の課題として、「実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進」があげられており、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標が掲げられています。

本市では、平成24年度～平成28年度を計画期間とする「清須市第2次行政改革大綱・集中改革プラン」において、「男女共同参画社会づくりの拡充」を目標に、各種審議会等への女性登用率30%以上とすることを目標として掲げています。しかし、平成25年4月1日現在、審議会等に占める女性委員の割合は25.0%と、県（36.7%）と比較しても低く、目標達成には至っていません。また、市役所における女性管理職（一般職・管理職手当受給者）の割合も平成25年4月現在で12.4%に留まるなど、女性の参画にはいまだ課題が残っている現状となっています。

政策・方針決定過程への男女共同参画を進めることにより、多様な価値観が反映された、男女共同のまちづくりを行っていくことが可能となります。また、市役所において、ポジティブ・アクションを先導して行っていくことで、民間企業のモデルとしての市役所の役割を果たしていくことが重要です。

施策の方向

① 附属機関、委員会等への女性委員登用の推進

内 容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ● 市の附属機関、委員会等への女性委員の登用を積極的に進めます。また、登用状況を定期的に調査及び公表します。 ● 女性委員のいない審議会等を解消するように努めます。 	全課
<p style="text-align: center;">具体的な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 附属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ ・ 委員募集の際の広報・周知の推進 ・ 登用状況の定期的な調査及び公表 	

②女性の管理職への登用

内 容	担当課
●個人の適性或能力を踏まえ、性別にとらわれず管理職員への登用を行います。	人事秘書課
具体的な取り組み	
・男女の分け隔てない登用を行う人事管理の徹底	

(2)女性のエンパワメント※への支援

あらゆる分野に女性の参画を促進していくためには、女性自身の意識の醸成、能力の向上が不可欠です。女性が新しい分野へチャレンジし、生涯にわたりキャリアを形成していくため、人材育成の方法や多様な活躍事例、学習支援について情報を提供していくことが重要です。

施策の方向

①人材の育成と確保

内 容	担当課
●女性リーダーを育成するため、県などが行う研修会や講座への参加を促進します。	学校教育課 生涯学習課
●女性の人材に関する情報を幅広く収集します。	
具体的な取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> ・女性の会やえみの会を中心としたリーダー研修への参加の呼びかけ ・女性リーダーのロールモデルなどについての調査研究・情報提供 ・小・中学校におけるキャリアデザインを意識した教育の実施 	



市民・団体の声 ～清須市の「男女共同参画」への思い～

完全に男女共同参画が実現するのはまだまだ先の事だと思うが、優れた女性があきらめなくてもよい。実現に向けて決して歩みを止めないで少しずつでも前進して欲しい。それがよりよい社会実現へとつながっていると思う。日本は男女平等においても世界の先進国になるべき。

(60代 女性)

職業にかかわらず色々な分野で活躍できる場が増えるとよい。

(50代 男性)

意思決定の場への女性の参画については、周囲の理解が大切。女性が少なすぎる現状では、同じ人が複数の会議等に出席していたりする。全体的に意識が低く、女性の人材育成にも力を入れてない。

(男女共同参画にかかる活動団体)

私たちの 男女共同参画 市民・団体の 取り組み実践例

- 女性は、積極的に行政の審議会、委員会などへ参画し、積極的に意見を言います。
- 男女ともに、知識や能力を高められるよう、学習会などに参加します。

3 家庭や地域社会における男女共同参画の拡大

(1) 家庭や地域における男女共同参画の促進

近年、核家族化や少子化が進み、人間関係も希薄化しているなか、家庭や地域における子育てや介護力の低下が問題となっています。

アンケートによると、共働きをしている女性であっても、男性と比較して家事・育児・介護に長時間関わっている傾向にあり、男性では共働きをしている・していないに関わらず家事・育児・介護に「まったく関わっていない」と回答している割合が高くなっています。また、地域活動の中での、男女の不平等感として「仕事をもつ男性の地域活動への参画が少ない」と回答している割合が男性で女性を大幅に上回っています。

近年、結婚・出産後も働き続ける女性が増加しており、また、男性の意識改革の遅れが課題となるなか、家庭や地域における子育てや介護の機能を維持していくためには、あらゆる場面において男女がともに助け合い、支え合う環境を整備することが大切です。

男性が参加しやすいよう地域活動の内容の見直しを行うとともに、地域活動における男性優位の慣習の見直しを行っていくことが重要です。

施策の方向

① 家庭生活における男女共同参画の促進

内 容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭において男女がともに家事、育児、介護等について協力して取り組むことができるよう情報提供や啓発を行います。 ● 男性向けの家事教室や料理教室の開催により、男性の家庭生活への参画を促進します。 ● 男性がともに育児、介護などに関わることができるよう、公共施設の改善を検討します。 	財政課 高齢福祉課 子育て支援課 健康推進課 生涯学習課
具体的な取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童館及び子育て支援センターにおける、父親の参加しやすい土曜日の事業の開催 ・ 父親への育児参加への啓発 ・ 公共施設の新築・改修時における、男性の育児・介護の参画の視点を取り入れた計画の検討 ・ 介護する人が周囲の人に介護中であることを知ってほしいときに使用する「介護マーク」の普及 	

②地域活動等への参画の促進

内 容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●男女がともに様々な地域活動へ参画できるよう、啓発等を行います。 ●町内会や老人クラブ、PTA、子ども会など、各地域における様々な地域活動において、男女平等の理解の浸透を図ります。 	
<p style="text-align: center;">具体的な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会による高齢者を対象とした地区サロン活動の後方支援 ・ 老人クラブにおける、高齢者に向けた男女共同参画についての啓発 ・ 地域活動における女性の役職者登用についての呼びかけ 	<p>高齢福祉課 生涯学習課</p>

(2)防災分野における男女共同参画の促進

国では、東日本大震災における教訓、南海トラフ巨大地震の被害想定などを踏まえ、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を策定し、男女共同参画の視点を盛り込んだ防災対策を強化しています。

本市では、地域の課題を自ら解決するため、市内に105あった自主防災組織を38のブロック組織に再編し、組織の強化を図っています。その中で女性の登用を積極的に促しているものの、いまだ女性の人数は少ない状況となっています。また、愛知県の地域防災計画の修正に伴い、清須市地域防災計画においても「避難所運営等の女性の視点の活用」を盛り込んでいます。

これまで、防災・災害時対策に女性の視点が反映されにくかった背景には、防災対策などの計画段階に、女性が参画していなかったことが理由の一つとして考えられます。南海トラフ巨大地震等の発生も危惧されるなか、国の指針を参考にしながら、平常時から、男女共同参画の視点を持って、防災・災害時対策を講じておくことが必要です。

施策の方向

①防災分野への女性の視点の盛り込み

内 容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●自主防災会などの地域における防災の取り組みに対し、女性の視点を取り入れることができるよう支援します。 ●避難所などの場所において女性の安全が確保されるよう配慮したり、女性の視点から考えられる備蓄品などを整備します。 	防災行政課
<p style="text-align: center;">具体的な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織規約への、積極的な女性の登用についての項目等の盛り込みの検討 ・防災会議委員等への女性の積極的な活用 ・避難所における女性の視点から考えられる備蓄品の整備や、着替え、授乳用の間仕切りの設置の検討 	

市民・団体の声 ～清須市の「男女共同参画」への思い～



地域活動は、女性が働いていないという前提のもと、平日の行事が多い。今増えている共働きの勤務体系に即していない。
(30代 女性)

人材の育成や、正確な知識を習得する学習の場の設定、広報等を利用した地域での啓発活動をしていく必要がある。
(男女共同参画にかかる活動団体)

男性に男女共同参画に対する意識の低い人が多い。もっと男性の多い団体や地域におけるPRが必要だと思う。
(母子に関する活動団体)

私たちの男女共同参画

市民・団体の
取り組み実践例

- 家庭内では、男性も家事に主体的にかかわります。
- 学校のPTAや地域活動など、「女性の仕事」と思われていることに男性も参加します。
- 地域の様々な活動に参加し、地域の人とふれあう機会をつくります。
- 防災意識を高め、男女共同参画の視点で、避難所運営等の災害対策を見直します。

4 男女がともに働きやすい就業環境の実現

(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

ワーク・ライフ・バランスについては、法律と制度の整備が進められており、その実現が求められています。

本市の女性の労働力率はM字カーブを描いており、また、未婚・既婚の労働力率では、20歳代後半、30歳代前半で大きく凹みが出ているなど、結婚・出産による離職が依然として多いことがうかがえます。アンケートによると、女性が職業をもつことについて、「子どもができたらやめ、その後、子どもが大きくなったら再びもつ方がよい(再就職型)」が性別、年代に関わらず半数以上を占めているものの、経年変化をみると、「子どもができて、ずっと職業(仕事)を続ける方がよい(就労継続型)」が増加しています。

女性の就労の増加を踏まえ、女性・男性ともにワーク・ライフ・バランスを実現していくための各種支援が求められています。労働時間の短縮をはじめとする働き方の見直しや柔軟な勤務形態の導入、男女ともに育児休業、介護休業を取りやすい環境づくりなど、事業所の理解、協力を得ながら就労環境の改善を進めていく必要があります。また、子育てや介護をしながら働きやすいよう、一人ひとりの状況に合わせた子育て支援サービス、介護サービスの充実を図る必要があります。

施策の方向

①多様な働き方に関する情報提供・意識啓発の推進

内 容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現ができるよう、多様な働き方に関して、関係機関と連携し、就業者、事業者に対する情報提供や意識啓発を行います。 ●就労に関する法令の普及、啓発や労働条件に関する情報提供、啓発を行います。 	産業課
具体的な取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> ・商工会総代会、企業懇話会等の機会における情報提供、意識啓発の推進 	

②仕事と家庭・地域生活との両立の支援

内 容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●保育サービスをはじめとする子育て支援サービスや介護サービス等の充実を行います。 ●育児休業制度が利用しやすいものとなるように事業者に働きかけを行います。 ●ファミリー・フレンドリー企業[*]への登録を促進します。 	
<p style="text-align: center;">具体的な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センターの充実 ・保護者のパートや病気入院などで児童の保育が家庭で一時的に困難になったときの一時的保育の充実 ・低所得者に配慮した保育料の設定 ・必要に応じた介護保険サービス（デイサービスやショートステイ）の利用の働きかけ ・商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえた、ファミリー・フレンドリー企業登録への呼びかけ ・「広報清須」、市のホームページ等によるファミリー・フレンドリー企業登録への呼びかけ 	<p>産業課 高齢福祉課 子育て支援課</p>

(2)雇用の分野における男女平等の推進

働く場において、性別や年齢に関わらず、誰もが能力を発揮していくためには、企業に、雇用形態や職業選択等における男女平等な労働観が浸透していることが大切です。

国では、女性の活躍状況の情報開示、登用の成果を上げた企業の表彰制度の創設等を検討するなど、女性の活躍促進に向け企業が自発的に取り組むためのインセンティブ（動機付け）^{*}の付与を進めています。本市においても、事業主に対する男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令の周知とともに、男女共同参画を推進する企業に対して、一層の積極的な女性登用に向けた取り組みの強化が必要となっています。

施策の方向

①男女の均等な雇用機会の確保と推進	
内 容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●国や県、関係機関等との連携により、事業主に対して、男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令の趣旨の周知を図り、適切な運用への働きかけを行います。 	産業課
具体的な取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> ・商工会総代会、企業懇話会等の機会を通じた働きかけ 	
②農業・自営業者における労働環境の改善	
内 容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●農業や自営業に従事する家族従業者の労働条件や待遇等の改善に関する「家族経営協定※」等の情報提供や啓発を行います。 ●協働経営をしている女性も認定農業者として経営に参画することができる制度の普及を推進します。 	産業課
具体的な取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> ・尾張農林水産事務所農業改良普及課との連携による「家族経営協定※」等の情報提供や啓発 ・尾張農林水産事務所農業改良普及課との連携による「女性認定農業者」制度の普及 	

(3) 女性のチャレンジ支援

人口減少が進むなか、多様性のある社会を実現していくためには、男女ともに自らの能力を十分に発揮できる環境を整備していくことがますます重要となっています。全国的に、結婚や出産で一度離職、休職した女性でも、復帰後に、出産や育児等の経験値を活かした新たな視点から商品開発を行うなどの好事例もみられており、結婚・出産後の復職支援は、多様性のある社会の実現のためにも重要となっています。

意欲のある女性はその能力を十分に発揮し、望むような形で働き続けるためには、研修等に参加するなどの女性自身のエンパワーメント※や、出産・育児等のライフイベントを経ながらも就労継続や再チャレンジを行えるよう、就労情報等の情報提供を充実していくことが重要です。

施策の方向

①職業能力の向上や再就職への支援

内 容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関と連携し、女性に対して関係機関等が行う職業能力の向上を図る研修等や再就職へのチャレンジを支援するための情報提供を行います。 	産業課
<p>具体的な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる機会での各種情報提供の推進 ・県で行う研修等への参加の促進 	



市民・団体の声 ~清須市の「男女共同参画」への思い~

再就職できても、子どもが病気等をしたとき、急に仕事を休んだり、仕事中に学校等より連絡があり、早退をしなければならぬなど、職場で肩身が狭くなる。
(母子に関する活動団体)

男女が社会で平等に働くのは、生活での役割が違う場合が多く難しいと思うので、ワーク・ライフ・バランスが実現できるような制度を強化してほしい。確かにキャリアウーマン、バリバリ働ける方のためにも男女共同参画は必要だと思う。企業にいろいろ求めることも必要だが、多くの企業も生き残りに大変なため、制度だけ整えるのではなく、働く人々やパートナーの意識改革も大切だと思う。
(70歳以上 女性)

私たちの 男女共同参画 市民・団体の 取り組み実践例

- ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、家庭内で話し合います。
- 育児・介護休業制度を積極的に活用します。
- 女性は、女性リーダー研修などに積極的に参加します。

5 福祉の充実と生涯にわたる心身の健康づくり

(1) 安心して生活できる福祉サービスの充実

未婚・離婚率の増加や高齢化の進展により、単身世帯やひとり親世帯が増加しています。本市においては、全国的な傾向と同様、高齢化が進行しており、高齢単身世帯の増加が顕著となっています。また、女性の方が平均寿命が長い関係から、高齢単身世帯の7割を女性が占めています。一般的に女性の高齢単身世帯や母子世帯では厳しい経済状況に置かれがちな傾向にあり、一方で、男性の高齢単身世帯や父子世帯では、地域でのネットワークが少なく、孤立しがちな傾向にあります。また、家庭における介護は主に女性が担っている状況であり、高齢者等の問題を解決していくことは、女性の問題を解消していくことにもつながります。

高齢者やひとり親家庭、障がいのある人など、困難を抱える人が、身近な地域で安心して暮らすためには、地域での支え合いの仕組みづくり、経済的な自立支援、保健・医療・福祉サービスの充実など、様々な面からの働きかけが必要です。

また、グローバル化の進展に伴い、市内に在住の外国人が増えています。特に複合的な困難を抱えやすいとされる外国人女性に対しても、関係機関との連携を強化しつつ、社会的支援の充実、情報提供を推進していく必要があります。

施策の方向

①高齢者の自立の支援	
内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●介護サービスの計画的な提供と福祉サービスの充実を図り、高齢者が自立した生活を送れるよう支援します。 	高齡福祉課
<p>具体的な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービスの利用支援 ・配食サービス事業や要介護認定非該当者に対するヘルパー派遣事業、デイサービス事業の提供などの市独自事業の提供による自立生活の支援 ・単身高齢者等に対する福祉サービス事業の実施 ・介護している家族への支援 ・介護予防事業の実施 	

②障がい者の自立の支援	
内 容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●障がいのある人の社会参加を進め、自立した生活が送れるよう、障がいの程度に応じた適切なサービスの提供を図ります。 	社会福祉課
<p style="text-align: center;">具体的な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートなどによる福祉サービスのニーズの的確な把握と適切な福祉サービスの提供 	
③ひとり親家庭への支援の充実	
内 容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭への相談や経済的支援を行い、生活の安定と自立した生活が送れるよう福祉サービスの充実を図ります。 	子育て支援課
<p style="text-align: center;">具体的な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満の児童を監護・養育しているひとり親の家庭への児童扶養手当、愛知県遺児手当、清須市遺児手当の支給 ・ひとり親家庭で、親が疾病などで日常生活に支障が生じている場合、家庭生活支援員の派遣による、食事の世話や住居の掃除などの支援 ・自立支援プログラム策定による就労支援 	
④外国人女性への支援	
内 容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●在住外国人女性に対する情報提供や相談支援を充実します。 	子育て支援課 生涯学習課
<p style="text-align: center;">具体的な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財団法人愛知県国際交流協会多文化共生センター発行の「愛知生活便利帳（英語、中国語）」、電話通訳（ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語）の活用促進による情報の多言語での提供 ・清須市国際交流協会の活動支援と連携の強化 	

(2)生涯を通じた健康づくりへの支援

男女共同参画社会の実現のためには、男女が互いの身体的性差を理解し、生涯を通じて健康的な生活を送ることが前提といえます。特に女性では、妊娠や出産を経験する可能性があり、各年代での身体的な変化が多いことから、生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。

本市では、市民女性がん検診などの機会を活用し、乳がんの自己検診法や骨粗しょう症の予防指導を実施しています。また、性と生命に関する正しい知識の普及や性感染症の予防の啓発のため、中学生を対象に思春期教室を行っています。しかし、女性自身が主体的に自分の健康を確保していくための「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※）」の社会全体への理解の浸透にはまだ課題が残っている状況となっています。

すべての人が健康に過ごすためには、各種健康診査等の受診について、引き続き呼びかけ、思春期や出産期、更年期、高齢期等、ライフステージに応じた健康づくりを推進していく必要があります。また、近年職場の悩みやストレスによる自殺者が増加していることを踏まえ、メンタルヘルスへの対処やストレスマネジメントを強化していくことが重要となっています。

施策の方向

①男女の健康づくりへの支援	
内 容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●女性の検診の機会を活用し、女性における病気の予防や健康に関する知識を啓発します。 ●現代社会におけるメンタルヘルスへの対応など、こころの健康に関する知識の啓発を行います。 ●性別や年齢に応じて市民一人ひとりが日常的に健康づくりに取り組めるよう関係機関と連携を図り支援します。 	健康推進課
具体的な取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> ・市民女性がん検診の実施と、その場における乳がんの自己検診法や骨粗しょう症の予防指導の実施 ・自殺予防のための「ゲートキーパー※養成講座」、「フォローアップ講座」の実施 ・「広報清須」や市のホームページにおける、健康に関する相談機関（来所・電話・メール）の周知 	

②母子の健康づくりへの支援

内 容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠・出産期における女性の各種健康診査や保健指導、相談等を充実し、安心して妊娠・出産期を過ごせるよう支援します。 ●リプロダクティブ・ヘルス/ライツ[※]に関する情報を提供します。 ●妊婦とその夫に対して、パパママ教室において妊娠・出産期の健康に関する知識を啓発します。 	<p>健康推進課 学校教育課</p>
<p style="text-align: center;">具体的な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳発行時の健康相談の実施、問題を抱えた妊婦の把握 ・妊婦等健康診査や乳幼児健康診査等の受診の促進 ・若年妊娠や望まない妊娠等を含めた問題を抱えた妊婦に対する他機関と連携したサポート ・思春期保健における「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の理解の促進 ・パパママ教室の実施による、妊娠・出産についての知識の啓発、父親の育児参加の促進 	

市民・団体の声 ~清須市の「男女共同参画」への思い~



- 女性特有の子宮がんや乳がんなどについての相談ができることや勉強できる教室等がほしい。
 - 女性の病気に関する相談場所がほしい。できれば女性の先生にするなど、女性に対する配慮が必要である。
- ※健康に関するアンケート調査（平成22年8月実施）における意見

私たちの 男女共同参画 市民・団体の 取り組み実践例

- 困難を抱える人に対する声かけや見守りなど、地域で支援を行います。
- 自分の健康の維持・増進に関心を持ち、健康づくりに取り組みます。
- 男女の身体の特徴を理解し、尊重します。

6 あらゆる暴力の根絶

(1) DV(ドメスティック・バイオレンス)^{*}の防止に向けた情報提供や啓発

配偶者・パートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメント^{*}、虐待などは、犯罪ともなる行為を含む重大な人権侵害です。男女共同参画社会の実現に向けては、あらゆる暴力の根絶に向けた取り組みが不可欠となっています。

しかし、アンケートによると、DV被害の経験は女性が男性を大きく上回っており、DV被害者の多くが女性となっていることがうかがえます。また、DV被害についての相談については、「相談していない」が4割程度となっています。

DV被害者はDV被害について個人的な問題としてとらえる傾向にあり、また、DV被害を受けていない人にとっては、個人や家庭内などの限られた間柄における問題であると考えられ、周囲が気がつかないうちに、被害が潜在化・深刻化しやすい傾向にあります。

市民の一人ひとりが正しい理解を深め、暴力を根絶する機運を醸成していくためには、様々な広報媒体を通じて、あらゆる暴力の防止についての情報提供を推進し、意識啓発を行っていくことが大切です。また、近年増加傾向にある若い世代間の暴力(デートDV^{*})などについても、若い世代に正しい理解の浸透を進め、将来的な発生を防止していくことが重要です。

施策の方向

①暴力根絶のための啓発の充実

内 容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●DV※、セクシュアル・ハラスメント※や性犯罪、パワー・ハラスメント※等、主に女性が被害者となる暴力についての市民の認識を高めるための広報、啓発活動を図ります。 ●児童虐待や高齢者虐待、障がい者虐待等、あらゆる暴力を防止するための市民の意識啓発を図ります。 ●被害の早期発見のため、市民向けの講座などによりDVや児童虐待についての認識を深めるとともに、被害発見時の通報の必要性について啓発します。 	産業課 社会福祉課 高齢福祉課 子育て支援課
<p style="text-align: center;">具体的な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待防止ネットワーク協議会や障害者虐待防止センターとの連携強化 ・DVに関するリーフレットの、市の主要窓口への設置 ・「広報清須」や市のホームページを通じた広報、啓発活動の実施 ・「広報清須」や市のホームページにおける児童虐待通告の周知（児童虐待防止推進月間での11月に実施） ・関係課・関係機関との連携強化 	
②若年層に対する予防啓発	
内 容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●若い男女間で起きているデートDV※に対応するため、高校や大学などに対し出前講座を実施します。 	子育て支援課 学校教育課
<p style="text-align: center;">具体的な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校での人権教育の推進 ・高等学校及び大学での講座の実施の検討 	

(2)相談・連携体制の整備・充実

平成19年のDV防止法の改正に伴い、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画を策定することや、市町村の適切な施設において配偶者暴力相談支援センター機能を果たすようにすることが市町村の努力義務とされるなど、配偶者等からの暴力に対する市町村単位での取り組みの強化が求められています。

アンケートによると、DV^{*}に関する相談窓口の認知度は約6割となっており、内訳をみると、「警察署」が8割を超えているのを除いては、すべての項目で3割未満に留まっています。

DVの早期発見と支援に向けては、すべての市民に対する相談窓口の周知、市民が訪れやすく、相談しやすい体制づくりが重要です。また、DV被害者を支援する側の理解の不足から被害者がさらに被害を受ける「二次被害^{*}」も問題となっており、被害者が安心して相談できるための相談員の資質の向上も不可欠となっています。

また、児童虐待、金銭的困難、健康問題など複合的な問題を抱えている場合も多く、より専門的な対応を迫られることから、関係機関との連携を強化することが求められています。

施策の方向

①相談体制の整備・強化	
内 容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●相談員への研修機会を充実し、相談員の資質の向上を図ることにより、DV被害者の二次被害を防止します。 	子育て支援課 学校教育課
<p style="text-align: center;">具体的な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年家庭教育相談員、女性相談員の、DV被害者保護支援に関する研修への参加促進 	
②相談業務の周知・啓発	
内 容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●広報紙、市のホームページなどにより、各種相談窓口の開設状況を利用者に周知します。 	子育て支援課
<p style="text-align: center;">具体的な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「広報清須」や市のホームページを通じた、DV被害についての相談窓口の周知 	

③連携体制の充実

内 容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ● 庁内関係部署や、警察等、他の機関、団体との連携体制を確立し、情報共有を図るとともに、被害者への支援体制を確認します。 	
具体的な取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関と連携した専門的な相談への対応 ・ 警察、女性相談センター等との連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限 ・ 虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施 ・ 市役所内の連携体制、情報共有体制を強化するためのプロジェクトチームの設置 	全課

(3)被害者に対する支援の推進

配偶者等からの暴力被害には、身体や生命を脅かされる危険性が伴う場合があります、身の危険を感じて保護を求めた被害者に対して、適切な安全確保を図ることが重要となります。

また、被害者が自立し、安心して暮らしていくためには、精神的ケアや経済的援助など、あらゆる面から生活基盤を整える支援を提供していく必要があります。

本市では、DV*被害者の一時保護、及び母子生活支援施設への入所支援を実施しています。母子生活支援施設では、母子の生活指導を行う母子指導員により、仕事や育児、健康、家族関係、将来の生活設計のことなどの相談支援を実施し、被害者やその子どもの自立した生活に向けた相談支援・経済的援助など各種の長期的な支援を行っています。さらに、被害者の方とともに自立に向けた計画の作成を支援しています。

今後も、こうした機能を活かしつつ、被害者の保護及び自立支援を円滑かつ適切に行えるよう、体制の整備を図ることが重要です。

施策の方向

①一時的な保護、支援の実施

内 容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●被害者を一時的に保護し、加害者から離れて、自立して生活できるように関係機関と連携し、施設の入所、就職の斡旋等を行います。 	子育て支援課
<p>具体的な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希望があった場合の母子生活支援施設への円滑な入所支援 ・関係機関との連携強化 	

②自立支援体制の確立

内 容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●DV*被害者が自立した生活を送れるよう、相談支援・経済的援助など各種の長期的な支援を行います。 	子育て支援課
<p>具体的な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子生活支援施設へ入所させることによる経済的援助及び施設の母子指導員による相談援助などの長期的支援 ・被害者の自立に向けた計画の作成 	

市民・団体の声 ～清須市の「男女共同参画」への思い～



DVについて、テレビで放送しているため知っているが、現実的なことはわからない。
(70歳以上 性別不詳)

窓口があることは知っているが、実際にどこに相談すればよいかわからない。
(30代 女性)

被害者の早期発見は、非常に難しいと思う。デリケートな問題なので、手厚いケアができるよう体制を整えるとよいのでは。
(男女共同参画にかかる活動団体)

私たちの 男女共同参画 市民・団体の 取り組み実践例

- DVについて正しい情報を得て、理解を深めます。
- あらゆる暴力について、無関心にならず、身近な問題であるという意識を持ちます。
- もし虐待をみつけたら、すぐに警察や市の窓口に通報するなど、通報義務を果たします。

第 5 章

成果目標



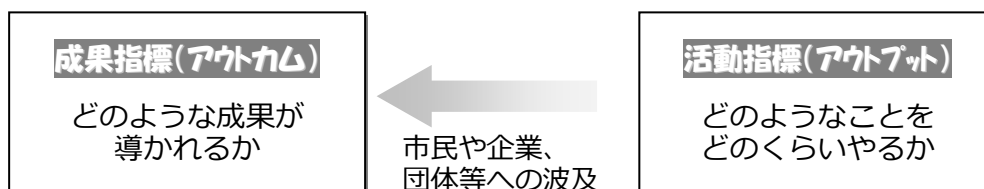
1 施策の成果目標一覧

本市における一層の男女共同参画の推進を図るためには、より実効性のあるプランとしていく必要があります。プランの実効性の確保のためには、計画の達成状況や、主な取り組みの進捗状況を的確かつ客観的に判断できるよう、数値による進捗管理を行っていくことが重要です。

そこで、施策の成果目標を設定し、定期的に把握・評価することで、施策の推進における課題をあきらかにし、その後のより効果的な推進につなげていきます。

成果目標設定の考え方

本プランでは、基本目標ごとに、「成果指標」と「活動指標」を設定します。



基本目標1 人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識づくり

成 果 指 標

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)
社会全体での男女の平等感 【算出方法】 市民意識調査において、「社会全体」について「平等である」と回答した人の割合	14.8%	20.0%
	【目標値設定の考え方】 市民意識調査から評価する。国調査では 24.6%、愛知県調査では 14.4%となっているため、2割程度をめざす。	

活 動 指 標

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)
街頭人権啓発活動回数	6 か所/年	6 か所/年
広報車による市内啓発広報活動回数	2 回/年	2 回/年
人権よろず相談実施回数	6 回/年	6 回/年
特設相談 (人権擁護委員の日)	4 地区	4 地区

基本目標2 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

成 果 指 標

指標名		現状値（平成 25 年度）	目標値（平成 30 年度）
審議会における女性の割合	【算出方法】 各年 4 月における清須市の審議会、委員会の女性委員の割合	25.0%	→ 30.0%
		【目標値設定の考え方】 国の「第 3 次男女共同参画基本計画」に定める「市区町村の審議会等委員に占める女性の割合を 30%にする」という目標値に合わせ設定。	
農業委員のうち的女性数	【算出方法】 農業委員のうち的女性数	0 人	→ 1 人
		【目標値設定の考え方】 女性委員の登用をめざす。	

活 動 指 標

指標名	現状値（平成 25 年度）	目標値（平成 30 年度）
愛知県自治研修所や市町村アカデミー（JAMP）の主催する女性向け研修会への参加促進	—	→ 参加促進

基本目標3 家庭や地域社会における男女共同参画の拡大

成 果 指 標

指標名		現状値（平成 25 年度）	目標値（平成 30 年度）
家庭における 平等感	【算出方法】 市民意識調査において、「家庭生活」について「平等である」と回答した人の割合	35.2%	→ 40.0%
	【目標値設定の考え方】 市民意識調査から評価する。前回調査が 33.9%であることから、前回以上の上がり幅をめざす。		
地域活動の場における 平等感	【算出方法】 市民意識調査において、「地域活動の場」について「平等である」と回答した人の割合	32.0%	→ 40.0%
	【目標値設定の考え方】 市民意識調査から評価する。前回調査が 29.4%であることから、前回以上の上がり幅をめざす。また、国調査では 52.1%となっているため、4割程度をめざす。		
男性を主にした 食生活に関する 教室	【算出方法】 開催回数	1 回	→ 2 回
	【目標値設定の考え方】 開催回数を増加し、男性の家庭生活における活動への参画意識高揚をめざす。		

活 動 指 標

指標名	現状値（平成 25 年度）	目標値（平成 30 年度）
ブロック自主防災組織の規約の策定率	89.5%	→ 100.0%
食生活改善推進員数（男性会員数）	63 人 （うち男性会員 0 人）	→ 75 人 （うち男性会員 8 人）

基本目標4 男女がともに働きやすい就業環境の実現

成果指標

指標名		現状値（平成 25 年度）	目標値（平成 30 年度）
男性の育児休業 取得率	【算出方法】 市民意識調査において、 育児休業を「取ったこと がある」と回答した男性 の割合	0.5%	➔ 15.0%
	【目標値設定の考え方】 市民意識調査から評価する。「取得したことがある」に加 えて、「取りたかったが、取ったことはない」の13.0%が 全員取れるようになることを仮定し、15.0%とする。		

活動指標

指標名	現状値（平成 25 年度）	目標値（平成 30 年度）
ファミリー・フレンドリー企業*登録 企業数	5 か所	➔ 7 か所
ワーク・ライフ・バランスについて の啓発の実施	3 回	➔ 5 回
保育所の入所定員	1,735 人	➔ 1,850 人

基本目標5 福祉の充実と生涯にわたる心身の健康づくり

成果指標

指標名		現状値（平成 24 年度）	目標値（平成 30 年度）
乳がん検診受診率 ・子宮頸がん検診 受診率	【算出方法】 当該検診の対象となる 女性のうち、乳がん検 診、子宮頸がん検診の受 診者数の割合	乳がん 38.9% 子宮頸がん 39.4%	➔ 50.0% 50.0%
	【目標値設定の考え方】 国のがん対策推進基本計画の分野別施策と個別目標より 50.0%とする。		
自殺者の減少	【算出方法】 保健所事業概要	(人口 10 万対) 22.8	➔ (人口 10 万対) 15.4 以下
		【目標値設定の考え方】 国の自殺総合対策大綱より人口 10 万人当りで算出する。 健康日本 21 清須計画の平成 26 年度目標が 10 人以下であ るため、人口 10 万人当り 15.4 以下とする。	
子育ての相談が できる人がいる 割合	【算出方法】 母子健康診査マニユア ル報告 4 か月児健診 統計	97.0%	➔ 100%
		【目標値設定の考え方】 相談支援体制を整備し、情報提供することで、全員相談で きる環境整備をめざす。	

活 動 指 標

指標名	現状値（平成 25 年度）	目標値（平成 30 年度）
女性ががん検診に関する情報提供	広報 1 回 出前講座 5 回	→ 広報 2 回 出前講座 8 回
ゲートキーパー養成講座等への参加者数	50 人	→ 平成 26 年～30 年まで 延べ 250 人受講
パパママ教室の参加者数	310 人 (うち男性 92 人)	→ 320 人 (うち男性 100 人)

基本目標6 あらゆる暴力の根絶

成 果 指 標

指標名	現状値（平成 25 年度）	目標値（平成 30 年度）
DV※の意味を知っている人の割合 【算出方法】 市民意識調査において、「DVの意味を知っている」と回答した人の割合	85.2%	→ 100.0%
	【目標値設定の考え方】 DVについての情報提供を推進し、市民全員に、DVの言葉の意味、内容の浸透を図る。	
DVに関する相談窓口を知っている人の割合 【算出方法】 市民意識調査において、「DVについて相談できる窓口があることを知っている」と回答した人の割合	58.4%	→ 80.0%
	【目標値設定の考え方】 DVの相談体制を整備し、情報提供することで、相談しやすい環境となることをめざす。	

活 動 指 標

指標名	現状値（平成 25 年度）	目標値（平成 30 年度）
DV防止に関する情報提供・媒体数	3 媒体	→ 5 媒体

第 6 章

計画の推進体制



1 連携・協働によるプランの推進

本プランを実行性のあるものとして着実に推進していくためには、行政はもちろんのこと、市民や団体、事業所の役割を明確にし、連携・協力体制のもと、市全体で総合的・計画的に推進していくことが重要です。

また、プランの進捗状況についても、定期的に把握・評価し、今後の施策推進に反映させていく体制を整備することが重要です。

(1) 庁内の推進体制

男女共同参画に関する取り組みは多岐にわたっています。男女共同参画の実現をめざす上では、市職員一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深め、全庁的な協力体制を築きながら取り組みを進めていく必要があります。

職員に対し、男女共同参画の視点を浸透させるとともに、生涯学習課を中心として関係課と連携を図り、横断的に取り組む組織を立ち上げます。

(2) 市民協働による推進体制

行政と市民・関係団体・事業者などが連携し、積極的に進めていくためには、市民協働によるプランの推進体制・進行管理体制を確立する必要があります。

計画期間中の男女共同参画推進会議（仮称）の立ち上げをめざし、推進にあたっては推進会議の意向を十分尊重しながら施策への反映を図っていきます。

(3) 市民、事業者、関係団体との連携

市民、行政、事業所、関係団体の役割を明確にし、男女共同参画社会の実現に向けて連携を図ります。

地域や市全体が様々な分野で活発な活動が行えるよう、団体やグループの交流を図り、男女共同参画の意識が高まるような取り組みを行います。

具体的には、課題解決に向けた情報共有に努めるとともに、女性の会やえみの会をはじめとする様々な関係団体等と連携した事業を行い、男女共同参画意識の高揚を図ります。

2 プランの進捗管理

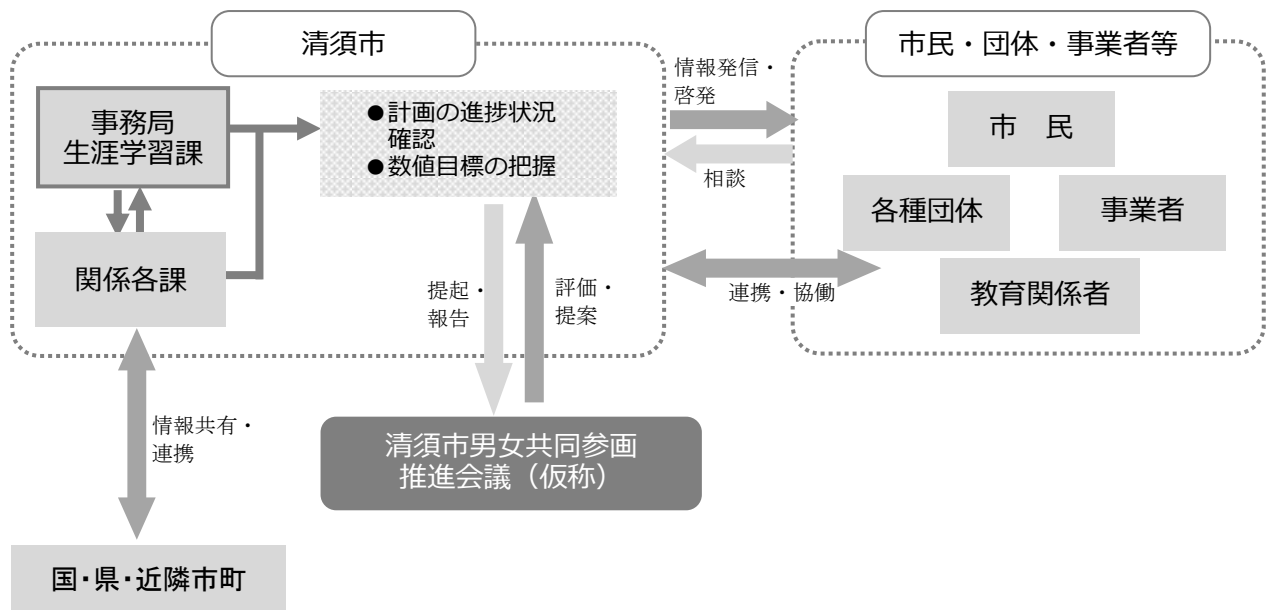
(1) 指標の設定

基本目標ごとに成果指標・活動指標の設定を行い、毎年事業の実績などを把握することにより、成果を客観的に把握します。

(2) プランの進捗管理

プランに掲げた個々の取り組み内容の実績状況を、毎年、把握・点検・評価します。また、結果を「男女共同参画推進会議（仮称）」に報告し、プランの実効性を高めるための提言をいただくことで、着実なプランの推進を図ります。

■ プランの推進体制



資料編



1 プランの策定体制

本プランは、市民団体や有識者による「清須市男女共同参画プラン策定委員会」において審議を重ね策定しました。

策定の過程においては、市民や団体へのアンケート調査やヒアリング調査などを通じ、清須市における男女共同参画を取り巻く実態を把握するとともに、プラン案に対するパブリックコメントを実施するなど、広く市民の意見を取り入れ、その反映に努めました。

2 策定委員名簿

■清須市男女共同参画プラン策定委員会名簿

	氏名	所属団体名等
1	中島美幸	愛知淑徳大学講師（委員長）
2	和田典之	社会教育委員会委員長（副委員長）
3	神谷勝司	社会教育委員会委員
4	山内文江	女性の会会長
5	佐藤覚	商工会青年部代表
6	原田晴美	清須市えみの会代表
7	武田君子	母子・寡婦福祉協会会長
8	佐藤益江	愛知県教育委員会指導主事

■事務局

	氏名	所属団体名等
1	内田敏正	教育長（平成25年9月29日まで）
	齊藤孝法	教育長（平成25年9月30日から）
2	櫻井広根	教育部長
3	濱島治久	教育部次長兼生涯学習課長
4	栗本和宜	生涯学習課課長補佐
5	石田讓	生涯学習課副主幹
6	高山みどり	生涯学習課主任主査
7	阿野文香	生涯学習課主査
8	岡田善紀	企画政策課係長
9	山田眞己人	子育て支援課主事

3 策定委員会設置要綱

○清須市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

平成 20 年 3 月 13 日
教育委員会告示第 7 号

(設置)

第 1 条 清須市における男女共同参画の実現に関する施策について、総合的かつ効果的に推進することを目的とした基本計画を策定するため、清須市男女共同参画プラン策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 清須市男女共同参画計画（男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第 3 項に規定する市町村男女共同参画計画をいう。）を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 男女共同参画に関する重要事項を審議し、及び男女共同参画の推進に関する施策の実施を推進すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、男女共同参画に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 策定委員会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから清須市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第 4 条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 策定委員会の任期は、委嘱の日から 1 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会議)

第 6 条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が召集する。ただし、最初に行われる会議は、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員長及び委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴き、若しくは関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 策定委員会に、委員長が指定した事項について調査審議をさせるため、部会を置くことができる。

2 部会は、教育委員会が指名する職員をもって構成する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する職員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を委員長に報告する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会に属する職員のうちからその指名する職員がその職務を代理する。

6 前各項に掲げるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員長の同意を得て定める。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部生涯学習課において処理する。

(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要事項は、教育委員会が定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

4 策定経過

年月日	内 容
6 月	団体ヒアリング調査の実施
7 月	アンケート調査の実施
12 月 19 日	第 1 回 清須市男女共同参画プラン策定委員会 ・アンケート結果について ・プラン骨子案について
1 月 29 日	第 2 回 清須市男女共同参画策定委員会 ・計画素案について ・パブリックコメントの実施について
2 月 5 日～3 月 7 日	パブリックコメントの実施
3 月 19 日	第 3 回 清須市男女共同参画プラン策定委員会 ・清須市男女共同参画プラン【中間見直し版】原案について ・パブリックコメント結果について

5 用語解説

<あ行>

○インセンティブ

動機付けのこと。男女共同参画に関する取り組みを促すため、取り組みの主体にインセンティブを与えることが戦略として有効となる。例えば、女性の活躍促進に積極的に取り組む企業の活動を促進するため、政府が補助金の給付や税制上の優遇等を行ったり（英国・ドイツ等）、公共調達において女性が経営する小規模な企業を優先的に調達先とするといった形で支援を行っている国（米国等）もある。

○エンパワーメント

自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場などあらゆる分野で政治的、経済的、社会的、文化的な力をつけること。また、そうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し行動していくこと。

<か行>

○家族経営協定

家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

○ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

○固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例をいう。

<さ行>

○ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）ではなく、社会によって作り上げられた社会通念や慣習の中の「男性像」、「女性像」のこと。

○セクシュアル・ハラスメント

性的ないやがらせのこと。特に雇用の場においては、「職場（労働者が業務を遂行する場所）において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者がその労働条件につき不利益を受けることまたは性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされている。

<た行>

○デートDV

特に10代や20代などの若い世代で生じる、結婚していない男女間での体、言葉、態度による暴力のこと。

○DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者（事実婚、別居を含む）やパートナーなど親密な関係にある（あった）人から振られる暴力のこと。暴力には殴る蹴るなどの暴力のみならず、威嚇する、生活費を渡さない、仕事につかせない、性行為の強要、外出や交友関係を制限して孤立させるといった精神的な苦痛や経済的な抑圧なども含まれる。また、子どもに暴力をみせることも含まれる。

<な行>

○二次被害

DV被害者を支援する側が、DV被害者の置かれている状況やDV自体に関して理解が不足しているために被害者に対して不適切な対応をとることにより、被害者がさらに被害を受けること。

<は行>

○パワー・ハラスメント

職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範ちゅうを超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること。

○ファミリー・フレンドリー企業

愛知県における、仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組みを行う企業のこと。

○ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

固定的な性別による男女の役割分担意識や過去の経緯から、営業職に女性はほとんどいない、課長以上の管理職は男性が大半を占めている等の差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組み。

<ら行>

○リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利のこと。

<わ行>

○ワーク・ライフ・バランス

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

6 男女共同参画社会基本法

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、

必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則(平成11年6月23日法律第78号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則(平成11年7月16日法律第102号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日
(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会
(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則(平成11年12月22日法律第160号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

清須市男女共同参画プラン【中間見直し版】

発 行：清須市

編 集：清須市 教育委員会 教育部 生涯学習課

住 所：〒452-0942

愛知県清須市清洲弁天 96-1

T E L:052-409-6471

F A X:052-409-8882

発行年月：平成 26 年 3 月
